

令和 8 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 6月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 29
-

令和 8 年 6 月 2 4 日（水曜日）

文教福祉委員会会議録

令和8年6月24日 水曜日

午前10時00分開議

午後 3時14分開議（実時間193分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第51号・令和8年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第52号・令和8年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号
1. 議案第54号・財産の取得について（GIGAスクール学習用端末（タブレット端末及びタッチペン等））
1. 議案第61号・八代市介護保険条例の一部改正について
1. 陳情第4号・八代市千丁健康温泉センターの存続に関する陳情書について
1. 陳情第5号・八代市を含む県南地域の周産期医療体制の改善を求める意見書の提出方について
1. 陳情第6号・養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定に関する陳情書について
1. 請願第3号・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための、2027年度政府予算に係る意見書提出についての請願書について
1. 請願第4号・ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書提出に関する請願書について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（八代市立学校再編等基本方針について）
（令和6年度決算に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について）

○本日の会議に出席した者

委員長	山本敬晃君
副委員長	橋本徳一郎君
委員	永江恵子君
委員	野崎伸也君
委員	深田浩介君
委員	堀口晃君
委員	村川清則君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

議員 西村英昭君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	鋤田敦信君
教育部次長	田中博之君
学校教育課長	早瀬泰志君
教育政策課長	押方佐地子君
未来の学校づくり推進室長	坂部功泰君
健康福祉部長 （福祉事務所長兼務）	高崎博文君
健康福祉部次長 （福祉事務所次長兼務）	森田克彦君
健康福祉部次長兼介護保険課長 （福祉事務所次長兼務）	上野信君
介護保険課長補佐	西村裕昭君
介護保険課長補佐兼保険料係長	塚本泰広君
こども未来課長	萩野賢志君
生活援護課長	安富高広君
健康福祉政策課長	福田裕之君
高齢者支援課長	西田昌博君
財務部長	中村光宏君
財政課長	草西亮介君
財政課長補佐	園田哲次君

○記録担当書記 右田理絵君

(午前10時00分 開会)

○委員長(山本敬晃君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、災害対策等並びに企業誘致等に関連する予算、事件、条例等につきましては、特別委員会に付託となりますので御承知おき願います。

◎議案第51号・令和8年度八代市一般会計補正予算・第1号(関係分)

○委員長(山本敬晃君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第51号・令和8年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分を議題とし、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長(鋤田敦信君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 教育部、鋤田でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第51号・令和8年度八代市一般会計補正予算・第1号中、教育部所管分につきまして、田中教育部次長より説明いたしますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部次長(田中博之君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 教育部の田中でございます。よろしく願いいたします。失礼して着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第51号・令和8年度八代市一般会計補正予算・第1号中、教育部所管分について御説明申し上げます。

予算書は7ページを御覧ください。

歳出の第9款・教育費の補正前の額、77億9465万7000円に、補正額138万30

00円を追加し、補正後の額を77億9604万円といたしております。

それでは、歳出の内容について御説明いたします。

15ページの表を御覧ください。

款9・教育費、項3・中学校費、目2・教育振興費におきまして、中学校部活動整備事業として138万3000円を計上いたしております。

これは、休日の中学校部活動を地域へと移行する地域展開を推進するため、休日の運営主体となる認定地域クラブに対し、指導者謝金に相当する経費を補助するものでございます。

本年度におきましては、先行モデルとして軟式野球部の4団体を対象に立ち上げを行い、1団体当たり34万5600円を上限に補助を行う計画でございます。

なお、特定財源といたしましては、県の教育・文化等振興補助金から、3分の2に当たります92万1000円を見込んでおります。

以上が、教育部における6月補正予算の概要でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(山本敬晃君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(野崎伸也君) 1団体当たり34万5600円、上限額とされた理由は何ですか。

○学校教育課長(早瀬泰志君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 学校教育課、早瀬でございます。

1団体当たりの額に関しましては、指導者の謝金を1時間当たり1200円といたしまして、休日の部活動の時数と積算しまして、年間を割り出した額でございます。

なお、野球に関しましては、季節によって活動が多い季節と少ない季節もありますので、昨年度の八代市内の野球部の指導者の指導時間を調査いたしまして、それから勘案してその額に

決定したところでございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。1200円というのは。

○学校教育課長（早瀬泰志君） 現在、本市の部活動指導員という会計年度の職員がございしますが、その指導が時給が1234円でございます。それから換算しまして、1200円が妥当というところでございます。

なお、隣の氷川町の同じく地域展開の指導者の学校も調査しましたが、同じく1200円ということでございましたので、そこが妥当というところでの額でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。今年度は4団体、先行モデルということでお伺いしましたけれども、来年度からはどうなりますか。

○学校教育課長（早瀬泰志君） 4団体といいますが、この8月からの始動でございます。野球に関しては次年度も同じ団体数でいくかと思いますが、長期にわたって考えたときにこの団体数がどうなるかはまだ今のところ未定でございます。

○委員（野崎伸也君） 野球部以外が増えてきて、全体としてこの予算というのが当初予算で来年度は多分取ってくると思うんですけども、その予定というのはどういう感じになってますか。

○学校教育課長（早瀬泰志君） 今年度いっぱい野球部というところでございますが、今、このほかの部活動に関しましては、今、こういう動きをしてるということを投げかけております。次年度以降も令和9年度以降、ほかの部活からもということで、少しずつ、今、声を聞いてるところでございます。その要望に応じて種目数を増やししながら取り組んでいこうというふうに考えているところでございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） これは野球部ということで、運動部ということになってますけど、文化部とかその先、ほかの部活とかの確認はどういうふうにされていますか。

○学校教育課長（早瀬泰志君） 運動部が今、進めておりますが、これは昨年度5月に運動部の協会、それから指導者、保護者等に説明会を行いましたときに、まず野球が、もう条件が今、体制が整いつつあるということで、今年度の移行に進んでおります。

今、御質問の文化部に関しましては、例えば練習の場所とか、楽器の保管場所とか、まだまだ検討する余地がたくさんございますので、行く行くは文化部につきましても進めていく予定でございますが、今のところまだ調査、それから調整段階にあるというところでございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 先ほど聞いた文化部のことですね。それぞれの学校でかなり力を入れてるっていうのもありますし、その先生によっても体制がいろいろ変わるっていうのもありますので、地域に出すっていうところがふさわしいかどうかという部分も含めてきちんといろんなことの協議も必要だと思いますので、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で第9款・教育費を終了します。

執行部、入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

○委員長（山本敬晃君） 小会いたします。
（午前10時09分 小会）

(午前10時10分 本会)

○委員長（山本敬晃君） 本会に戻します。

次に、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（高崎博文君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の高崎でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました予算議案の議案第51号・令和8年度八代市一般会計補正予算・第1号のうち、第3款・民生費及び第4款・衛生費について、森田健康福祉部次長が説明いたします。

また、議案第52号・令和8年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号については、上野健康福祉部次長兼介護保険課長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（森田克彦君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部、森田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第51号・令和8年度八代市一般会計補正予算・第1号のうち、健康福祉部が所管します補正予算について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（森田克彦君） 令和8年度八代市一般会計補正予算書、3ページをお願いいたします。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出です。

款3・民生費は、項1・社会福祉費に補正額241万6000円を追加し、補正後の予算額を128億9707万3000円に、項2・児童福祉費では、補正額8281万5000円を追加し、補正後の予算額を112億6614万

円に、項3・生活保護費には、補正額7737万6000円を追加し、補正後の予算額を35億8810万円としております。

民生費の補正後の総額は、3つ上になりますが、278億6270万2000円としております。

次に、款4・衛生費は、項1・保健衛生費に補正額737万3000円を追加し、補正後の予算額を20億6543万円としております。

衛生費の補正後の総額は、1つ上になりますが、44億4946万1000円としております。

続きまして、歳出の内容を御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

下段の表、款3・民生費、項1・社会福祉費です。表の右側、説明欄の1つ目、福祉総合システム運用事業として42万円を計上しています。

これは、所得税法等の改正による特定親族特別控除の創設に伴い、所得が影響する手当や助成等の給付事業に対応するため、福祉総合システムの改修に必要な経費を補正するものです。

特定財源として国庫支出金10万7000円を予定しています。

次の2つ目、特別会計繰出金事業（介護）として199万6000円を計上しています。

これは、国の介護情報基盤との連携と特定入所者介護（予防）サービス費の見直しへの対応に必要な介護保険システム改修に係る市負担分を介護保険特別会計へ繰り出すものです。

システム改修につきましては、この後の介護保険特別会計補正予算にて御説明いたします。

次に、12ページをお願いいたします。

上段の款3・民生費、項2・児童福祉費、目3・保育所費の説明欄の1つ目、私立保育所保育事業として342万6000円を計上しています。

これは、国の人口減少地域における保育機能

確保・強化のためのモデル事業で、人口減少地域にある保育所等における、地域の人々を交えた様々な取組について具体的な内容を検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業の実施に必要な経費を補正するものです。

実施する保育所は、坂本町のあさひ森の保育園と、東陽町の太陽保育園の2施設で、委託料331万9000円が主なものです。

特定財源として、国庫支出金256万8000円を予定しています。

次の2つ目、私立保育所施設整備事業として7938万9000円を計上しています。

児童の安全確保及び保育環境の改善を図ることを目的に、園舎の耐震化及び老朽施設の改築等の整備を行う私立保育所2施設に対して、経費の一部を交付するものです。

1施設は、北新地海音保育園で、施設の老朽化に伴い、昨年度、令和7年度からの2か年で整備を行っています。今年度、令和8年度の補助金は当初予算で計上しておりますが、国の補助単価が改正されたことから、追加交付額27万円を補正するものです。

2施設目は、しらぬい保育園で、施設の耐震化及び老朽化に伴い、本年度と令和9年度の2か年で整備する予定です。本年度は、全体の30%の工事進捗を予定しており、今年度の補助額7661万9000円を補正するものです。

特定財源として、国庫支出金5298万4000円、過疎債及びこども・子育て支援事業債2380万円を予定しています。

次に、中段の項3・生活保護費、目2・扶助費の生活保護費給付事業（追加給付）として737万6000円を計上しています。

平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえ、当時の生活保護受給者に必要な扶助費の追加支給額を補正するものです。

平成25年8月時点から生活保護を継続して

いる1487世帯のうち、当初予算にて概算で計上していた410世帯分を除く1077世帯分、及び現在は生活保護を廃止しているケースのうち、生存している981世帯に対し追加支給を行います。

特定財源として、国庫支出金5803万1000円を予定しています。

最後に、下段の款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費の千丁健康温泉センター管理運営事業として737万3000円を計上しています。

当初、本年6月末日で温泉施設の供用を廃止したいと考えており、当初予算においては、4月から6月までの3か月分の運営経費を計上しておりましたが、改修費用等の妥当性や経営の持続可能性等について調査・検証を行うこととなりました。今後、運営方針を検討するに際して、調査・検証期間中の利用者の安全確保のため7月1日から休館することから、休館中に必要な維持管理と光熱水費の経費を補正するものです。

以上が、健康福祉部所管分の補正予算の説明となります。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） ちょっと聞き逃してたんで教えてください。

私立保育所保育事業ということで、342万6000円の予算のついたところなんですけど、2法人あって、1法人が坂本のあさひ森の保育園、2法人目を、もう一回教えていただいてよろしいですか。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（森田克彦君） あと1施設は、東陽町の太陽保育園になります。

○委員（野崎伸也君） 太陽ですね。ありがとうございました。

○委員（堀口 晃君） モデル事業の実施とい

うふうなところが今回計上されてるんですけども、とてもいいことだと僕は思います。

実際にどういうふうな形でこのモデルというふうな部分を考えていらっしゃるのか。どの方向性に導いていこうとしていらっしゃるのか。坂本もしくは東陽という部分の中において、このモデルというんで、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル地域という、この多機能化という部分を具体的に教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○こども未来課長（萩野賢志君） こども未来課、萩野です。

ただいま御質問の本事業の趣旨としましては、国が実施するモデル事業でありまして、全国的な人口減少、少子高齢化が進展する中で、特に過疎地域における保育所がなくなってしまうと、地域の維持自体がなかなか危ぶまれるということから、過疎地域にある保育所において地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化、いわゆる保育機能だけでなく、様々な地域との関わりを持つような事業、この実施に向けて地域インフラとしての保育の確保、強化を図ることを目的としたものです。

具体的な進め方としましては、モデル事業を実施しまして、定期的に検討会を開催し、具体的な取組内容、今後の保育所の多機能化に向けた効果の検証を行うこととしております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 今の御説明では、国が進める事業ということで、過疎地域という部分で、それについては大賛成なんですけど、八代市はどういうふうに持っていこうとしているのか。例えばこういうことしますよとか、こういうことがありますよとかっていうふうな部分の具体的なところの部分についての方向性というのは、今のところないということでもいいんですか。これから検討会を重ねたりとか、いろんな検証を

していく。そして、なおかつ地域の人々を交えた部分でのという、何か漠然としたようなお答えだったんで、具体的に地域の方を交えて、このモデル事業の保育についてどのように八代市は考えているのかということをお聞かせいただきたいんですが。

○こども未来課長（萩野賢志君） このモデル事業は、実を言うと、昨年度も実施しておりまして、今年度も行う東陽町の太陽保育園、こちらについては昨年度12月25日から3月31日までの約3か月間の期間でこの事業を実施しております。

具体的な取組内容としては、園児さんがプランターで作った花を地域住民に配布したり、あと、耕作放棄地を活用して農作物を作って、具体的には去年はジャガイモだったんですけども、それをまた地域住民の方に配るとかいう事業を展開しております。

今年度は、太陽保育園については、同様の事業を実施されます。あさひ森の保育園につきましては、例えば園舎を利用してやっちろ保健室という名称で、専門職、看護師等を招いて、地域の高齢者の方に講話だったり、あと、健康の個別相談、あと、バイタルチェックを行う予定としております。そのほか、夕涼み会、田んぼdeマルシェというような名称で、保育園と地域住民が一体となって取り組めるイベントの開催に取り組まれる予定です。

昨年の事業効果の検討会においても、おおむね地元の方からも非常に好意的な御意見がありまして、高齢者の方も園児さんが訪れることは非常に楽しみにされる方も増えてきたというような御意見もいただいておりますので、そこは継続してできればなというふうには考えております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） プランターの花であったりとか、耕作放棄地の部分を活用するであっ

たりとかっていう、結構、今、いろんなところでそういったことをやってるんですよね、ほかの地域の部分においてもです。地域と交えたという部分。小学校もこれ、やってるんですけども、僕が聞きたいのは、これをモデルとして今後、どういうふうに進めていくのかというふうな話なんですけど、結構このモデルという部分が一つあって、これを次の部分に広げていって、地域の皆さんと保育園が一体となってやるっていう部分についてのお考えの部分も併せてちょっとお聞きしたいんですが。

これをいつまでずっとモデルとして、去年から、去年3か月間ね、東陽のほうにはされたっていうことなんですけど、今後、このモデルを増やしていくというふうなお考えがあるのかどうかっていう部分も含めてお聞かせいただきたい。

○こども未来課長（萩野賢志君） 今回、予算で上げておりますこのモデル事業は、いわゆる国が実施するモデル事業に乗った形での実施になります。

対象地域がいわゆる過疎地域。委員御指摘のとおり、ほかの園でも同様の取組されてるところ、たくさんあるかと思います。ただ、そこを自費で賄われてる部分があるので、その分の利用についてこの国の事業を活用して支援ができればというふうな形で取り組んでる次第です。

方向性としては、まずはその事業が、先ほど申しました趣旨に効果的かどうか、その検証を行うための今回、事業というふうに考えておりますので、その実施の結果を踏まえて、また今後の方向性についても、例えばもう国がやめると言えば、例えばそれを市単独で実施すべきかどうか、そこも含めて考えていきたいとは考えております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

これ、要望なんですけど、一過性に終わらず、

継続してこういうことは地域の皆さんと、国の予算がなければ、地域の皆さんがお金を出し合ってもこの事業はぜひ進めていただきたいなと思いますので頑張ってください。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 生活保護費給付事業で、当初予算でも予算化されたというようなことなんですけれども、今回の世帯数というのが倍ぐらい、倍以上になってると思うんですけれども、当初予算のその見込みと今回の補正の関係というのはどういうふうになってますか。

○生活援護課長（安富高広君） 生活援護課の安富です。よろしくお願いします。

今回、当初予算では410世帯と算出してたんですけれども、これはまだ分からなかったものですから、概算で出してたんですけれども、3月補正で、生活援護システムの改修を審議してもらって承認してもらいました。それで、システム改修をしまして、実際の対象期間の対象者が1487世帯ということで判明したものですから、今回、この1487世帯を上げたということでもあります。

以上であります。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。システム改修されて、確実な数が分かったということによろしいですかね。分かりました。

千丁健康温泉センター管理運営事業で737万3000円計上されてますけれども、これ、いつまでの分ですか。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課の福田です。よろしくお願いいたします。

この維持管理費ですけれども、今後、再開も含めて、調査・検証をしてみたいと思いますので、現時点では検証自体いつまでというのは分からない状態でございます。

この予算につきましては、今年度いっぱい、3月までの予算としております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですかね。ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 生活保護給付費の追加分についてです。廃止分の981世帯についても復活で補填されるということは分かったんですけど、この後に廃止された世帯でその基準の見直しというか、精査された上で復活、また給付対象になったというところはなかったですか。

○生活援護課長（安富高広君） この生活保護追加給付事業が平成25年8月から令和8年3月までの保護受給者ということになりまして、その間に廃止された方も対象になります。ということでしょうか。

○委員（橋本徳一郎君） ちょっとニュアンスがちっと違うかなと思ってですね。

その令和8年3月までっていうところの給付っていうのは分かるんですけど、それ以降に生活保護の対象世帯になったというのはなかったですか。

○生活援護課長（安富高広君） それはありません。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 先ほど出ました千丁健康温泉センターの管理運営の部分の中において、光熱水費であったりとか役務費という部分は分かるんですが、この温泉管理業務委託料、実際にもう7月1日から休館するわけなんで、そこには誰か一人ぐらいいてもいいのかなと思うんですけども、それ以外にこの業務委託料というのは、温泉も動かないし、何もないうという状況の中でこの委託料が発生するっていうのはどうということかなと思うんですが、よかったらお

聞かせいただければと思います。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 健康福祉政策課の福田です。

委員御質問の維持管理経費なんですけれども、今回、再開も含めたところでの検証になりますので、実際に、具体的に申しますと、この維持管理の（聴取不能）といいますのが、温水の送水だったり給水を行うポンプの点検だったり、温水ヒーター、ボイラー、これらの点検とか、あと、温泉関係の温度を制御する設備、これらの定期的な点検を行いまして、温泉成分の固着防止だったりとか水漏れ防止、これを防ぐための管理が主なものとなっております。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第51号・令和8年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号・令和8年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第52号・令和8年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部次長兼介護保険課長（福祉事務所

次長兼務）（上野 信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部、上野でございます。よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、座りまして説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○健康福祉部次長兼介護保険課長（福祉事務所次長兼務）（上野 信君） 議案第52号・令和8年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号について御説明いたします。

初めに、予算書の1ページをお願いします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ39万9000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ161億6360万8000円としております。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の下段の表、歳出でございますが、款1・総務費、項1・総務管理費に398万9000円を追加し、補正後の総額を2億5244万3000円とし、総務費の総額は4億2601万円としております。

それでは、歳出の具体的な内容について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の介護管理一般事務事業として398万9000円を計上しております。

これは、介護保険サービスに関する情報を集約する介護情報基盤との連携及び特定入所者介護サービス費等の見直しへの対応に必要な介護保険システムの改修を行うための経費でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

1ページ戻りまして、5ページをお願いいたします。

上段の表、款5・国庫支出金、項2・国庫補助金、目6・介護保険特別補助金では199万

3000円を計上しております。

これは、今回のシステム改修に伴う補助金で、補助率は2分の1でございます。残額につきましては、下段の表、款8・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金で199万6000円を計上しております。

以上で、議案第52号・令和8年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） システム改修ということなんですけれども、介護情報基盤との連携と特定入所者のサービスの見直しの対応ということで、具体的にどういうことになりますか。

○健康福祉部次長兼介護保険課長（福祉事務所次長兼務）（上野 信君） まず、2つ書いておりますが、介護情報の基盤というものが、今、国で進めております全国共通のシステムでございまして、要介護情報とかケアプランなど、このような介護に関する情報を1つに集約しまして、本人の同意の下、関係者、具体的には市町村とか介護事業所、医療機関等がその情報を電子的に閲覧、共有できるようなシステムに今回連携するというのが1つです。

もう1点が、介護入所者サービス費の見直しということで、これが令和8年8月1日より特定入所者介護サービスの食費、住居費の負担限度額、基準費用額が引き上がります。食費が30円から60円、住居費については100円ほど引上げがございますので、これに対応するための改修となります。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 介護の関係で今回システム見直しという、改修経費の計上なんですけれども、結構ほかにもいろいろとシステムの改修というのは何回も聞くんですけれども、こういうのっていうのは国から指定された業者さん

が来て改修していくっていう話なんですかね。

言いたいのは、地元の業者さんっていうのは入れないのかっていう話なんですけど。

○介護保険課長補佐（西村裕昭君） システムにつきましては、八代市が総合行政システムで業者と契約をしておりますので、その改修で、改修内容自体は国の標準仕様に基づいて改修されるものでございますので、全国そう差はないといえますか。（健康福祉部次長兼介護保険課長（福祉事務所次長兼務）上野信君「随契となります」と呼ぶ）特定業者随契になります。

（健康福祉部次長兼介護保険課長（福祉事務所次長兼務）上野信君「今、システムをつくってるところに随契という形」と呼ぶ）

○委員（野崎伸也君） 入れないということではよろしいですか。

○介護保険課長補佐（西村裕昭君） そうですね。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。それは致し方ないとしても、以前、全国的に同じ時期にシステム改修というのが多くあって、非常に期間が延びたっていうのがありました。今回は大丈夫なんですか。

○介護保険課長補佐（西村裕昭君） 今回の改修が、1つの低所得者の食費、住居費の軽減の補足給付費ですね、こちらの見直しにつきましては、今年の3月に関連する国の告示が公布をされまして、令和8年8月1日まで施行しなさいということになっております。こちらについては、肅々と改修を進めていって間に合うところですよ。

もう一つの介護情報基盤のほうは、4月から準備を進めていて、最終的には令和10年4月1日までに完了させなさいということで、八代市におきましては令和9年12月16日稼働開始予定というところで準備を進めておりまして、今回の改修につきましては、その稼働に向けました初期のセットアップというところの事前の

作業というところになっております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） スケジュールは分かったんですけども、いろいろ業者の取り扱いになって延びたりとかっていうのは発生しませんか、大丈夫ですかっていう。

○介護保険課長補佐（西村裕昭君） 改修業者は決定しておりますので、その辺は大丈夫かと思えます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員（堀口 晃君） 今の御説明で大体内容は分かったんですが、これから先の部分についての今回のシステム改修については、言うなら、第1段階、第2段階、第3段階の1段階だっというようにところのように私は受け止めたんですが、これを全て網羅することになると、想定するとどのくらいぐらいのこのシステムの改修費用がかかるんでしょうか。その辺は大体概算で分かりますか。ここで終わりじゃないですよ。これから先もまたというようにところも、今、お示しいただいたんで。

○介護保険課長補佐兼保険料係長（塚本泰広君） 介護保険課の塚本でございます。

今、委員さんお尋ねの今後のスケジュールですけれども、今回がその初期セットアップの前の事前準備ということで予算の計上をさせていただいております。

令和9年に初期セットアップを行って正式につなぐと。介護情報基盤のほうにつなぐような形になります。その部分の費用については、まだベンダーさんのほうとのやり取りがちょっと先の話になりますので、具体的に幾らかかるかというところまでは、現時点では把握してないというところになります。今後、ベンダーさんとの話の中でこのぐらいかかるというような話が出てくるかもしれません。必要ならば来年度とかに予算のほうの計上をさせていただく形

になろうかと思います。

以上になります。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。

現時点では分からないということでもあります。こういうソフト的なところの部分についての金額が、いや、材料費とかってということじゃないんですよね。例えば鉄筋が幾らだったとか、塗料が幾らだったとかっていう話ではなくて、目に見えないものでありまして、この部分の、今回398万9000円というふうに計上されてますけども、実際にこの内訳どうなのかっていったときに、それがどういう形で精査されていくのかというのはちょっと私たちにも分からないんで、今後、初期設定で令和9年度の部分の中においてもこれが1億円なのか2億円なのかっていうふうに言われても、ああ、そうなんだって言うしかないんですよね。何かこう、基準みたいなどの積算根拠っていう部分が私たちにはよく分からない部分があるんで、その辺がもう少し分かりやすくこの金額の積算根拠の部分の説明できれば、ちょっとお示しいただければというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。分からなければ分からないでいいですけども。

○介護保険課長補佐（西村裕昭君） 通常、システム改修とかの積算につきましては、システムエンジニアの作業員がどれくらい必要かということで、そのエンジニアの経費が幾らかかるかっていうような積算になっております。なので、人件費が上がれば資材が上がるような感じで上がってくるのかなというところはあるんですけども。こちらにつきましては、先ほど言いました国の補助事業でもありますので、その補助金を申請するときに、全国、高過ぎないとか、そういった比較というとも国のほうでも監視の目がありますので、そういったところで市のほうでも判断してるところではありますけれども。

○委員（堀口 晃君） 西村課長は、そこは十分熟知してらっしゃいますか。（「課長補佐」と呼ぶ者あり）課長補佐。西村課長補佐は、そこについては、やっぱりこのエンジニアだからこういうこのくらいぐらいの値段だなということをお自分では理解してらっしゃいますか。

○介護保険課長補佐（西村裕昭君） 金額についてはこれくらいだなというのは、ちょっと私自身はあれなんですけど、ほかと比較をしたり、これまでの委託事業とかと比較して妥当性を判断するところではあるんですけども。

○委員（堀口 晃君） 予算をつけるときに、自分たちがここが妥当性があるとか、こういうようなところが間違いございませんということをお、自分が不安で相手に伝えるときにはね、なかなか伝わらないものなんです。間違いのない、ここはこうなんですということをおしっかり自分の中で持っていて、ほかにも調べたけども、ほかがいいからいいっていう話ではなくて、自分がこのシステムについてはオーケーだということをおなことをね、しっかり自分のお腹の中に落とし込んで説明しないと、人にはなかなか伝わらないんです。

ですから、今回の、僕もこの400万円というお金がね、高いのか安いのか分かんないですよ。とてつもなく安いかもしれないし、もしくは高いかもしれない。分かんない。そこをちゃんと説明して、我々議員にも分かるような形で説明していただくと納得するんですけども、いやいや、ほかがこうだから、国が予算をつけてるから間違いのないんじゃないかみたいなところではなくて、この積算についてはこうこうこうで、こうですよというところまでね、はっきりお示しいただければいいかなと思いますんで、今後、そういうようなところで、何の事業においても取り組んでいただければと思います。これは要望です。

○委員長（山本敬晃君） 意見で。ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） ちょっと設計スケジュール、聞かせてもらったんですが、今、恐らく庁舎内でのLANにつながってるということなんですが、この外部に接続するっていうことになる、また別に回線が必要になるんじゃないかなと思うんですけど、そういうことは何か聞かれていますか。

○介護保険課長補佐兼保険料係長（塚本泰広君）

今お尋ねの回線の件ですけれども、つなぐ回線のほうが、現在、医療のほうでも保険のほうがつながってるシステムがあるかと思います。それと同じような形で介護保険の情報基盤のほうも整備をしていくという形になりますので、それ専用の回線になろうかと思っています。具体的にこの回線というところまで、ちょっと現実には把握しておりませんが、医療のほうと同じような形での回線を活用してということで、別の回線を、LGWANだったりとか、そういったところを活用して情報連携のほうをしていくという形になるかと思っています。

以上になります。

○委員（橋本徳一郎君） 具体的にはこれからということの理解でいいんでしょうかね。何にしても接続するための費用も発生するのかなというふうな印象を持ちましたので、その辺も含めて再度検証ということ。

先ほど、堀口委員が言われたとおり、作業見積りっていうのが基本的に作業単価っていうと、標準作業時間というのがあるはずなので、それから大体算出するはずなんですよね。一人で何時間かかって何人投入するっていうところで計算するはずなので、そういうことをきっちり業者とも打合せをして確認を取っていただきたいと思っています。これは要望をお願いします。

○委員長（山本敬晃君） 意見で。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第52号・令和8年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

◎議案第54号・財産の取得について（GIGAスクール学習用端末（タブレット端末及びタッチペン等））

○委員長（山本敬晃君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第54号・GIGAスクール学習用端末（タブレット端末及びタッチペン等）に係る財産の取得についてを議題とし、説明を求めます。

○教育政策課長（押方佐地子君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育政策課、押方でございます。

議案第54号・財産の取得について御説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○教育政策課長（押方佐地子君） 議案書3ページになります。

国のGIGAスクール構想に基づき整備した児童生徒が使用する学習用端末を更新するため、財産の取得を行うものでございます。

まず、取得する財産でございますが、GIGA

Aスクール学習用端末でタブレット端末及びタッチペンなど8920台でございます。

次に、取得予定価格は、税込み4億8667万5200円でございます。単価にいたしますと、1台当たり5万4560円となります。

また、契約の相手方は、株式会社内田洋行九州支店でございます。

提案理由でございますが、予定価格が2000万円以上の動産取得につきましては、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案させていただくものでございます。

それでは、配付させていただいております資料で端末の概要などについて説明させていただきます。

資料1ページをお願いいたします。

まず、今回新しく導入する端末の仕様と、現在児童生徒が使用している端末との比較を掲載しております。

今回の更新における最大のポイントは、処理能力の大幅な向上でございます。CPU性能を現在の端末と比較いたしますと、約3.7倍に向上しており、これまでの課題であった動作の遅延を解消し、より円滑でストレスのない学習環境が提供できるようになります。

さらに、日常の持ち運びや万が一の落下にも耐え得る堅牢な耐久設計、さらに児童生徒の健康に配慮したブルーライトカットのパネルを採用するなど、スペック面を全面的に強化しております。

また、今回から端末を動かす基本の土台となりますOSをChrome OSへと変更いたします。これにより、端末の起動が高速になり、スムーズに学習へ移行できるほか、セキュリティ面も強化されるというメリットがございます。

なお、OSにつきましては、安価である点やウイルス感染リスクが低い点から、全国的また

は熊本県内においてもChrome OSへ切り替える動きが広まっております。

次に、資料2ページをお願いいたします。

今回取得する端末の台数でございますが、合計で8920台です。その内訳といたしまして、児童生徒用8503台と、故障などに備えた予備機417台で、この予備機を備えることが、今回の更新における大きな特徴でございます。

先ほど申し上げましたChrome OSへ変更することにより、端末ごとの個別設定が不要となる特性を生かし、万が一端末が故障しても、学校にある予備機にログインするだけで自分の学習環境を即座に復元し、その場ですぐに学習を再開できる、学びを止めない運用体制を整えたいと考えております。

なお、この予備機の確保につきましては、国の第2期構想において、児童生徒数の15%相当まで国庫補助の対象となっております。

続いて、資料3ページをお願いいたします。

今回の端末の更新に当たりましては、熊本県による共同調達に参加し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定しております。また、参加自治体は、Chrome OSの端末を今年度調達する本市ほか7自治体でした。

受託者の選定に当たりましては、事業者を公募後、県及び参加自治体で構成しております協議会において審査を行い、児童生徒が使う十分な性能を持った端末の仕様・機能や導入時の初期設定を確実に行う業務の実施体制、そして、国の補助上限の1台当たり5万5000円以内の価格などの視点から評価、採点が行われ、仕様に最も合致した事業者として、株式会社内田洋行九州支店が選定されたものでございます。

また、今回のOSの変更や今後のクラウドの活用など、これからの学びに必要なスキルを習熟するため、今年度の夏休み期間中に全ての教職員を対象とした研修を実施する予定でございます。指導側の体制もしっかりと整えた上で、

新端末の導入を迎えたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、本定例会で議決をいただいた後、本年8月31日の納期限に向け準備を進める予定としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野崎伸也君） この受託者の選定、契約の概要というところで、いろんな市町村と一緒にってプロポーザルによってから選んだっていう話なんですけれども、何社ぐらい来られてたんですか。落札率っていうか、そういうのは分かるんですか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 今回の公募に参加した事業者は2社でございました。

採点が、価格だけではなく、総合的な評価になりますので、その点で得点が高かった事業者が選定されたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 今回新たにシステム、Windowsから今度Chrome OSに変わるわけなんですけども、子供たちがこれに、今まで使っていたものと今度新しくOSが変わるという部分でその不具合という部分は、そこはあるのかなのかという部分を1点、お聞かせいただきたいんですが。

○教育政策課長（押方佐地子君） 今、このOSを変えることで子供たちにとっては、今、起動が遅かったり動作遅延がありますので、子供たちにとってはメリット、学習環境が改善されるというメリットがあるかと思えます。

今、Chromeが、Googleのアプリなどは子供は今現在も使用しておりますので、それも継続して使えるという点で、特に支障はないと考えております。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。特に違和感がなく使えるんじゃないかということですね。

それともう一つは、今回、8920台を新たに購入するわけなんですけど、今まで使っていた部分のタブレットはどういうふうな回収方法で、それはどこにどのような形になるのかっていうことをお聞かせいただければと思うんですが。

○教育政策課長（押方佐地子君） 今回選定しました業者によって、今の既存の端末は回収していただくことになっております。

回収に当たりまして、個人情報、データを完全に消去することと、物理的な破壊を行うことなど、そういうのも要件として入れておりますので、適切に処分はされるものと考えております。

○委員（堀口 晃君） 個人でずっと使っていて、個人情報という部分がある中、端末の中には多分入っているんだろうと思う。その確認作業というのは必要かなと僕は思うんですね。じゃあ、もう、そのままこのタブレットもやって新しい、来ました。でもこの中にはたくさん個人情報が入っていると。写真であったりとかいろいろ入っているなど。それは業者がちゃんとそこはやるから間違いない。その確認作業は執行部のほうでは、それはしないということでもいいですか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 今回、家電リサイクル法など法を遵守した処分も必要になりますので、当然その確認できるものはこちらに御提出いただく予定としております。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。じゃあ、安心しました。ありがとうございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 今回、WindowsからChromeに変えるということで、この資料でいくと県南のほうはChromeに変え

てるのが多くなってるふうに見えるんです。県北がiPadっていう話なんですけれども、当初入れたときにiPadの場合はWi-Fiがないところでも使えるって、外に出ていっても使えるというのが非常にいいなと私は思ってたんですよ。何で八代市はそのiPadにしなかったのかなというのがあったんですけど、今回も多分同じだと思うんですよ。私は、そういう子供たちが外に出ていってもWi-Fi環境というか、関係なく使えるっていうのが非常にいいと思ってるんですけれども、何でまたその同じやつにしたんですかね。iPadは何でしなかったのかっていうのは、理由は何でしょうか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 野崎委員おっしゃいますように、以前もそちらのLTEですかね、そちらのほうがいいんじゃないかという御提案いただいたのは承知しております。

八代市はそのとき、第1期のときにWi-Fiモデルのほうを選択しております。そちらを選択したのには、御提案いただいたほうは、そのときの試算でも6億円程度費用がかかるといふのがありまして、費用面を考えてWi-Fiの今の設定のほうを選択したと思っております。

今回、また端末の入替えだけでもこれだけの費用がかかりますので、それにプラスしての費用が発生しますので、財政負担を考えますと現状のWi-Fiの対応が必要じゃないかなと考えたところです。

以上です。

○委員（野崎伸也君） その費用というのはランニングコストということでしょうか。

○教育政策課長（押方佐地子君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員長（山本敬晃君） いいですかね。ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 今までは予備機というのがなかったと。今回からは15%までは予備機も補助対象ということですが、今までの分で故障したりしたのは15%からまだ下だったのでしょうか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 現在、予備機という概念はなく、故障したときは保守業者に対応をお願いしております。年間で、直近でいきますと700件程度の保守対応の故障が発生している状況です。

今回、予備機にしますのが、今までのGIGA端末の故障率の発生を全国的な平均を見ましても3%から5%程度発生しているという状況がございます。それと、5年間の運用期間を考えますと、やはり国が示しております15%相当は必要な範囲と考えております。

今回、予備機417台という、児童生徒数にしますと5%相当になるんですが、本来15%の確保は必要と考えております。そのため、予算も予備機15%相当分をお認めいただいている状況です。

ただ、今回、417台となっておりますのが、県の補助金の枠の範囲内で調達できる分ということで417台となっております。残りの10%分は、今、県と御相談をしているところです。残りの分もできれば今年度中の調達ができないかというのを考えているところです。

以上でございます。

○委員（村川清則君） 故障した機械は、もちろん修理したりするんでしょう。だから、いつも常に400台前後はあるということでしょう。

○教育政策課長（押方佐地子君） 新しく更新する端末の故障の対応ということでしょうか。

新しい端末につきましては、1年間はメーカー保証ということで、1年間は故障があってもメーカー保証があります。その後はございませんので、一応修理というよりも壊れた端末と予

備機を入れ替えるというので対応したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（深田浩介君） 今のに関連してなんですけども、予備機が417台ということで、これ、予備機の配分というのは学校に対して何台というのか、児童生徒数に対して何台という予定なんでしょうか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 今、児童生徒数で一定数学校に配分をしようと考えております。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 児童生徒のChromeアカウントを活用してっていうふうな説明があったんですが、既にそのアカウントを児童生徒は持ってるんでしょうか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 現在もアカウントを児童生徒は持っております。

○委員（橋本徳一郎君） スペック的に起動が早くなるとかいうことがあるんですが、逆にその分ネットワークへの負荷がかかるというのがあるんですよね。ちょっと心配するのが、学校で契約しているネットワーク、外の部分のスピードがどのくらいのものを今使われてるのかなっていうのを確認したいんですけど。

○教育政策課長（押方佐地子君） 現在のネットワークの状況でございますが、国が推奨しております通信速度、それが児童生徒数によって推奨帯があるんですが、八代市は全ての学校が文科省が推奨しております帯域は確保しております。

現状も日々監視はしております。昨日、確認もしてみたんですが、全体見ましても今の帯域の4分の1程度の利用になっておりますので、今のところネットの環境は十分確保できてるかなと考えております。

○委員（橋本徳一郎君） 確認されたというこ

とでは安心できたんですけど、私もその資料を見たんですよ。できれば常時1ギガ以上あったほうがいいっていうふうなことも書いてありましたので、その辺はきちっと確保していただきたいと思います。意見をお願いします。

○委員長（山本敬晃君） 意見をお願いします。
ほかにありませんか。

○委員（深田浩介君） 今までの端末というのがブルーライトカットなかったようになって、今、ブルーライトカットってなって、やっぱ児童たちの目に対して優しくなっているのかなと思うんですけど、昔はそういったシールを貼るとかそういった考えはなかったのかと、今回の端末自体がブルーライトカットになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○教育政策課長（押方佐地子君） 子供たちがこの端末を使う上で健康面の配慮というのはとても大事なことだと思っております。

文科省も健康面の配慮ということでガイドラインを示しております。

一番は距離を保つことというのがありますので、子供たちに端末の使用に当たってのルールということで、目を休めることであったり、目を離しましょうというのはガイドラインで子供たちにもお知らせ、学校からも指導していただいているところです。

前回の端末は確かにブルーライトカットはなかったんですが、今回はもうそれにプラスして、ルールプラスですね、視力の低下なども懸念されますので、その対応ができるということで、端末にそもそもの設定があるもので、後でつけるというものではありません。

以上でございます。

○委員（深田浩介君） ありがとうございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） また契約の関係なんですけれども、今回、熊本県の共同調達に参加したということで、コスト削減につながったとい

うようなお話だったんですけども、これはどれぐらいのコスト削減につながったんですか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 当初、県が参考見積りとして聴取しておりましたものに比べますと、やはり1台当たりの単価でもその当時で3000円程度は1台当たりの単価は落ちてたかなと思っております。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。非常にいいことだったなというふうに思うんですけども、あまり事例がないことかなというふうに私は思ったんですよ。よければこういう何か共同調達できるというのが、県が旗振ってくれてやれたっていうのがあるというふうには思うんですけども、今後、近隣自治体とですよ、いろんなことができるんじゃないかなというふうに思うんですが、教育のあれなんで、八代市全体でこういったものが進んでいけばいいなというふうには思いました。意見ではありません。

○委員長（山本敬晃君） 意見で。

○委員（野崎伸也君） 意見ではありません。大丈夫です。

○委員長（山本敬晃君） ああ、意見じゃない。

○教育政策課長（押方佐地子君） せっかく委員からお話いただきましたので、この県の共同調達ですが、今後も動きがありまして、先生方が今使っておられます校務支援システム、こちら県で統一した、先生たち異動があられますので、統一したシステムを入れると負担軽減になるっていうのも見通しとしてありまして、10年度をめどに県で共同で入れようかという動きも今あります。なので、そうすると、こちら入札だったり、手順が県のほうでしていただけるというのはありがたいことだと思っております。

以上でございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 令和2年に今のが導入されていますけれども、今回入れる端末、いつ

までというか、そういう想定というか、ありますか。

○教育政策課長（押方佐地子君） GIGA端末ですが、5年を運用期間のめどと考えております。

ただ、今回入れます端末が、以前のに比べると非常に頑丈なつくりというメーカー側の説明もありますので、支障がなければ5年以上使うことも可能かなと思っておりますが、その状況を踏まえて考えたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 前は1.23キログラム、今回は1.3キログラムという、重たくなってるっていう部分について、これ、小学校1年生から中学校3年生までほぼほぼ同じやつだろうと思うんですけども、この重さについて、ランドセルの中に入れたりとか、どこかに持ち運ぶというのは、ここの部分についての配慮は、配慮というか、考え方はどのような形なのかお聞かせいただければと思います。

○教育政策課長（押方佐地子君） この点は、やはり低学年の子供さんにとっては卵1つ分の重さの増加にはなりますので、学校のほうに改めて持ち帰りの荷物の配慮などをお願いしたいと考えております。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。よろしく願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第54号・GIGAスクール学習用端末（タブレット端末及びタッチペン等）に係る財

産の取得については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(山本敬晃君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えをお願いします。

(執行部 入替え)

◎議案第61号・八代市介護保険条例の一部改正について

○委員長(山本敬晃君) 次に、条例議案の審査に入ります。議案第61号・八代市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部次長兼介護保険課長(福祉事務所次長兼務)(上野 信君) 健康福祉部、上野でございます。よろしくお願いします。

恐れ入りますが、座りまして説明させていただきます。

○委員長(山本敬晃君) どうぞ。

○健康福祉部次長兼介護保険課長(福祉事務所次長兼務)(上野 信君) 議案第61号・八代市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

事前にお配りしております、右上に令和8年6月24日、文教福祉委員会、議案第61号、介護保険課と表示しております資料の2ページ目、横向きの資料を御覧ください。

まず、1、令和7年度税制改正に伴う介護保険法施行令の改正についてでございますが、上段の枠組みにありますとおり、令和7年度税制改正により、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われました。

その下の中ほどの枠組みになりますが、この税制改正により、一部の給与所得者の所得が減少することになるため、介護保険料収入が減少し、介護保険運営に支障が出るおそれがありま

すことから、国において保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、税制改正の影響を避けるための特例措置としまして、介護保険法施行令の改正が行われました。

改正内容としましては、1つ目が給与所得控除額を税制改正前の控除額に調整して合計所得金額の算定をするもの。2つ目が市町村民税課税・非課税の判定を税制改正前の控除額で算定した合計所得金額により判定するものでございます。

具体的には、資料右側にあります特例措置イメージ図を御覧ください。

改正内容①、②をそれぞれ記載しております。左側の青い列が税制改正前の保険料、真ん中の緑の列が税制改正の影響を受けた保険料、右側の赤い列が税制改正の影響を避けるための特例措置として、介護保険法施行令改正後の保険料となっております。

次に、2、八代市介護保険条例の改正についてでございますが、下段の枠組みとその右の特例減額イメージ図を御覧ください。

介護保険法施行令の改正により、税制改正前の給与所得控除額で保険料の算定を行うこととされましたが、令和7年度市町村民税非課税の者が税制改正を受けて令和8年度も引き続き非課税となるように、給与所得控除が増額した範囲内で就労調整を行った場合、介護保険料においては市町村民税課税者とみなされ、保険料負担が増えることとなります。このため、国の通知により、該当者の保険料を市町村民税非課税として算定した保険料段階まで減額することができることとされました。

これに対応し、該当者に不利益が生じないようにするため、本条例に減額に関する規定を設けるものでございます。

なお、減額を行うに当たりましては、被保険者による減額の申請は不要とし、7月に行う予定としております介護保険料の本算定時に減額

した段階で通知する予定としております。

施行期日は公布の日で、適用日は令和8年4月1日としております。

以上で議案第61号・八代市介護保険条例の一部改正についての説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 質疑じゃないんですけど、ちょっと教えてほしいんですけど、国の税制改正というのがあって、今回の八代市の条例も改正するんだって話なんですけども、今、御説明いただいた、何のためにこれは国はやったんですかね。何かやりたいんで税制改正やったんですけど、結果的には何か元に戻してるんじゃないですかみたいな話なんですけど、意味がよく分かんないですけど。

○介護保険課長補佐（西村裕昭君） 介護保険事業計画といいますのが3年間の事業計画でございまして、今、第9期の計画、これが令和6年度から令和8年度までの計画でございます。その3年間の介護サービス料とか費用とかを見込んで介護保険料を算定しているところなんですけれども、その中に税制改正があるというところが見込んでなかったものですから、今回、その税制改正が行われて、その分が見込んでないので、介護保険事業運営に当たって、財政不足に陥る可能性があるということで、今年度に限って、令和8年度に限ってこの特例を介護保険事業の中で定めたということになります。

なので、来年度からはこの税制改正を見込んだ計画を立てて、来年度以降の3年間は税制改正を含めた計画を立てますので、今年度限りの特例という形になります。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。国のちょんぼなんですか。

○介護保険課長補佐（西村裕昭君） ちょんぼというか、税制改正と介護保険の整合性ちゅう

か、そこを取ってなかったといいますか、税制改正が。

○委員（野崎伸也君） 忘れとらした。

○介護保険課長補佐兼保険料係長（塚本泰広君）
介護保険課、塚本です。

今回の令和8年、先ほど西村課長補佐のほうで申し上げましたけれども、介護保険料というのが令和6年から令和8年までの基準額というのを令和5年度に計画をつくりまして基準額を定めております。その際計算したときには、税制改正前の控除額の最低保障額55万円で計算をさせていただいてると。

その後、令和5年度には税制改正があるというのは予見できなかったものですから、令和7年度に国のほうで税制改正がありました。それを受けて、国のほうとしては介護保険の収入が減る形になるので、それを防ぎましょうということで介護保険法施行令の改正が行われましたというのが、先ほどの説明資料で言うところまで。

そうすると、非課税の方が非課税の範囲内で収入を調整されようとされる方が課税扱いになるという、また不利益が出てくるものですから、それについては減免していいですよということで、その国の通知が参りましたものですから、八代市としてもそれに倣って減免の措置を今回条例として制定させていただきたいというふうな形で提案させていただいております。

以上になります。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。ということはですよ、今のやつのこれが今度、また新しくなるときには、前年というか、そのところで計算していくんで、また今後もこういうことがまたあり得るということですよね、もちろん。（介護保険課長補佐西村裕昭君「そうです、はい」と呼ぶ）

分かりました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 今回のこの減免措置に伴う介護保険特別会計、ここへの影響というのはどの程度あるのかっていうことをお聞きしたいんですが。もし財源が不足する場合にはその補填はどういうふうな形にされるのかっていうことをお聞きしたいんですが。

○介護保険課長補佐兼保険料係長（塚本泰広君）

具体的な金額ですけれども、今、計算中ですので具体的に幾らというお話はできないんですが、国のほうで見込んでる金額というのがおおそ介護保険料収入の1%というふうな見込みを出されてます。

これを八代市のほうに当てはめますとおおよそ2700万円とか、それぐらいの金額になろうかと思います。そちらに関しては減免をいたしますので、当然保険料収入としては減ります。そのの分に関しては、国のほうとしても低所得者の軽減負担金だとか調整交付金だとかということで財源的な補填はある形になりますので、介護保険全体の財政としては問題ないというふうに今、認識してるところです。

以上になります。

○委員（堀口 晃君） 丁寧な説明、ありがとうございました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 単年度だけのっていう措置っていうことで、今回ののはもちろんいいかなと思いますが、次年度以降の部分をやはり負担を減らす方向で検討していただきたいというふうに思いますんで、ぜひ検討をお願いします。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより

採決いたします。

議案第61号・八代市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退席ください。

（執行部 退室）

◎陳情第4号・八代市千丁健康温泉センターの存続に関する陳情書について

○委員長（山本敬晃君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書については、タブレット端末にて御確認願います。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情3件、請願2件です。

それでは、陳情第4号・八代市千丁健康温泉センターの存続に関する陳情書についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（山本敬晃君） それでは、本陳情について御意見等はありませんか。

○委員（堀口 晃君） 今回の趣旨については、これ、存続を求めるといふようなところになっているんですよね、表題に存続に関する陳情っていうことで。その1から6まで、全体の部分の1から6までの分が今回の陳情の内容だと。その後の1から9までの部分については、その理由はこういうようなことで、この1から6をしていただきたいということがこの陳情の願意だというふうに私は思ってるんですよね。

今、文教福祉委員会でも、この間、メンバーで現地を視察させていただきましたし、これか

らまたいろんな説明が、そのときも説明ありましたけども、5億2000万円だったですか、そのぐらいかかると。業者のほうで出した見積りが2億円くらいと。その3億円ぐらいの違いがあったりとかっていう部分があったんで、これからこの文教福祉委員会の中でも継続して審議していかなければならないので、本来であればこの陳情第4号についても採択していいと思うんですが、継続してこれは審議すべきものかなというのを私は感じております。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） 今、継続審査の御意見ありましたが、ほかにございませんか。

○委員（深田浩介君） 私も先日、この委員で視察を行ったときに、予想以上に劣化がひどかったなあというのがありますし、今後、八代市で検証していくというので、第三者機関で検証するというをおっしゃってたんで、それを待ってからでいいのかなと思うんで、継続で私もいいと思います。

○委員長（山本敬晃君） ほかに御意見ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） ちょっと引かかる表現はあるにはあるんですけど、今まで言われたとおり、現地見させていただいて、実際の管理されてる業者からの見積りってところの内容がまだはっきり分からないということも言われてましたので、そういうことも含めてははっきり出た上で結論は出す必要があるかなと思いますんで、私も継続審議でいいかなと思います。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 市も休館中にそういう方向で検証を進めるということでしたんで、私も継続かなと思ってます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第4号・八代市千丁健康温泉センターの存続に関する陳情書については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

（午前11時37分 休憩）

（午後1時00分 開議）

◎陳情第5号・八代市を含む県南地域の周産期医療体制の改善を求める意見書の提出方について

○委員長（山本敬晃君） 休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

次に、陳情第5号・八代市を含む県南地域の周産期医療体制の改善を求める意見書の採択を求める陳情書についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（山本敬晃君） それでは、ただいまの本陳情について御意見等はありませんか。

○委員（村川清則君） 担当課の考え方というか、ちょっと教えていただきたいなと。ちょっとお話を聞ければと思ってます。

○委員長（山本敬晃君） ただいま本件に関して執行部に説明を求めるとの御意見が出ました。

本件について執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、御異議なしと認め、執行部に説明を求めることといたします。

小会いたします。

(午後1時04分 小会)

(午後1時05分 本会)

○委員長(山本敬晃君) 本会に戻します。

それでは、本件に関し、執行部からの説明を求めます。

○健康福祉政策課長(福田裕之君) 健康福祉政策課の福田です。よろしくお願ひいたします。

本陳情のほうにつきましてですが、市としての考えなのですが、今回、産科と小児科のほうに分かれて分業制になってるところに関しましては、多くの市民の方から不安の声が上がってることは承知しているところでございます。

医療につきましては、医療計画を担う熊本県と医師を派遣する熊本大学、この両者が、専門的な見地から責任を持ってこの不安に関しては説明を尽くされるべきものと考えているところでございます。

ただ、実際そういった分業になっているところとは、迅速な連携をするに当たっては、いずれの医療機関にしましても同一の医療機関のほうにまとまって設置されていることが理想かなとは考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長(山本敬晃君) それでは、ただいまの説明について、本件について質疑、御意見等はありませんか。

○委員(橋本徳一郎君) 私もこれを何回も取り上げて、同一の医療機関でっていうのが一番理想的な医療体制だというふうに思っております。

県や熊本大学病院のほうにも、そちらのほうで責任持つてとは言われますが、それぞれの都合での立場を、都合で語られるということがあって、もう精いっぱいみたいな感じ、印象がありますので、これはこれで意見として、しっかり市民の意見をまとめて上げるということも

必要だと思いますので、私は採択のほうでお願いしたいと思います。

○委員長(山本敬晃君) ただいま採択を求める意見がございましたが、ほかにありませんか。

○委員(野崎伸也君) 内容的なことは理解しました。

ただ、体裁がちょっと整ってないかなというふうに、私、思うんですよ。

ここに書いてあるのは、改善を求める意見書というふうに出されてるんですけども、何を改善してほしいのかというのがないんですよ。これまでの経過とかっていうのは書いてあるし、出された方の意見というのは書いてあるんですけども、何を求めたいのか、何を県知事宛てに出してほしいのかという内容がないと私は思います。これ、体裁が整ってないと思うんで、非常に言われてることはもっともなことだと思いますし、あと、先ほど執行部からも言われた県と熊本大学が責任を持って、県南地域の医療に対しては判断をしていくと。ただ、八代市としては、やっぱ今のこのリスクの高い状況というのは認識してるんで、それは申し上げたい旨のお話はされたんで、それは私は全然いいと思うんですけども、ただ、単純にこの体裁が整ってないんで、もう一回出し直してほしいなと私は思うんですけども、申し訳ないが。これだけじゃ分かんないですもん。

○委員長(山本敬晃君) 審議未了ですか。

○委員(野崎伸也君) 私は審議未了だと思います。申し訳ないけど。

○委員長(山本敬晃君) ほかにございませんか。

○委員(堀口 晃君) 今、熊本総合病院の部分と熊本労災病院の部分と2つ出てくるんですけども、今のところ熊本総合病院がそれを何か担ってる部分も確かにあって、じゃあ、その熊本総合病院に一本化すればええということでもないような内容なんですよ。かといって、熊

本労災病院のほうに全部まとめてくれっていうふうなことでもないみたいだし、今、野崎委員がおっしゃられたように、この陳情の願意という部分は周産期医療体制の改善を求めるっていうか、安心して産むことができるような体制づくりを八代市でつくってくれということであって、これが熊本労災病院であろうが熊本総合病院であろうが関係なく、地域の周産期の中核を担う病院をちゃんと確立してくれというふうなことがあって、まだ整ってないんじゃないかというふうな部分が願意かなというように思います。熊本労災病院だろうが熊本総合病院だろうが、どちらにしても、要はこの県南地域に周産期医療の体制を整えてくれというのが願意のような、読み取った感じではですね。

ですから、今、先ほど野崎委員がおっしゃられたように、もう少し明確に読み取るという部分ではなくて、明確にここはこうだからこうしてくれというようなことをおっしゃられたほうがもっと分かりやすく、私たちも採決ができるのかなというふうには思います。

○委員長（山本敬晃君） 審議未了ですかね。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（山本敬晃君） ほかにございませんか。

○委員（村川清則君） 前の段階では、継続でもいいのかなと思ってたんですけども、確かに具体性に欠けるといいますか。だから、結論を得るにはちょっとまだかなと思いますので、審議未了ということ。

○委員長（山本敬晃君） ほかにございませんか。

○委員（深田浩介君） 私も、熊本総合病院さんのほうも小児科の検討されてるのかもしれないし、熊本労災病院さんも今どういった現状で進められてるのがちょっと分からない状態なんで、今の現状をもうちょっと把握できればなと思います。

○委員長（山本敬晃君） 審議未了ですか。

○委員（深田浩介君） 審議未了で、はい。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） ただいま審議未了を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず審議未了についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については閉会中継続審査の申出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

執行部は御退室願います。

（執行部 退室）

◎陳情第6号・養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定に関する陳情書について

○委員長（山本敬晃君） 次に、陳情第6号・養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定に関する陳情書を議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（山本敬晃君） 本陳情について御意見等はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 私、不勉強で申し訳ないんですけども、この書いてあります通知とか、何か連絡とかっていうのがあるんですけども、それを執行部に確認したいというのと、あと、地方交付税措置された上でとかってあるんですけど、それがされているのかっていうのを確認したいというふうに思うんですけど。

○委員長（山本敬晃君） ただいま本件に関し

て執行部に説明を求めるとの御意見が出ました。

本件について執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) 御異議なしと認め、執行部に説明を求めることといたします。

小会いたします。

(午後1時15分 小会)

(午後1時16分 本会)

○委員長(山本敬晃君) 本会に戻します。

それでは、本件に関し執行部からの説明を求めます。

○高齢者支援課長(西田昌博君) 高齢者支援課長の西田と申します。どうぞよろしくお願いします。

委員お尋ねの令和8年1月13日の厚生労働省から通知が来ております、老人保護措置費に係る支弁額等の改定、並びに令和8年4月9日に厚生労働省のほうから来ております老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体的例につきまして、お答えしたいと思います。

そちらのほうについては、令和8年1月と令和8年4月に、その2つの通知は、厚労省のほうから連絡の通知は来ております。

それに基づきまして、令和7年の国の補正予算のほうを示されましたし、令和8年度の介護報酬のほうの改定もされたということで、来ております。

その補正予算に伴いまして、介護保険の、そういった施設、併せて養護老人ホーム等の給与等措置費とか、そういうのも同じような処遇改善に努めていただくように要請がかかったものでございます。

御質問の地方交付税につきましても、こちらのほうも地方交付税のほうは措置をされるということで聞いておりますので、我々として

もこの要請等は、陳情とはまた別に、今年度、補正によって処遇改善のほうを図っていきいたいというふうに考えておりました。

以上でございます。

○委員長(山本敬晃君) では、ほかに御意見、質問、ありませんか。

○委員(堀口 晃君) 今のお話では、今年度にこの改正を行うってということで私たちは認識してよろしいですか。

○高齢者支援課長(西田昌博君) 御質問のこととでございますけども、今年度補正をして、要請あってる分についての処遇改善のほう、措置費のほうも改正する予定でございます。

○委員(堀口 晃君) 分かりました。ありがとうございます。

○委員長(山本敬晃君) よろしいですね。ほかにありませんか。

○委員(堀口 晃君) もう執行部のほうでこの部分については改定を行うということでございますので、これ、言うならこれに対しては採択してもいいんじゃないかなと僕は思いますけど。

○委員長(山本敬晃君) 今、採択という御意見がありましたが、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) なければ、これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第6号・養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定に関する陳情書については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(山本敬晃君) 挙手全員と認め、本件は採択とすることに決しました。

執行部は御退室ください。

(執行部 退室)

○委員長(山本敬晃君) ただいま採択と決し

ました本陳情については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎請願第3号・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための、2027年度政府予算に係る意見書提出についての請願書について

◎請願第4号・ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書提出に関する請願書について

○委員長（山本敬晃君） 次に、請願第3号・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための、2027年度政府予算に係る意見書提出についての請願書及び請願第4号・ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書提出に関する請願書については、関連がありますので本2件を一括議題とし、採決については個々に行うことといたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（山本敬晃君） ここで紹介議員の西村議員が本委員会に出席されておられますので、本件について何か御説明があればいただきたいと思います。

○委員外議員（西村英昭君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）西村英昭でございます。

請願2件を提出しております。簡単な補足の説明と、私の思いを一言伝えさせていただきま

す。
今、朗読していただきましたが、前段がほぼ同じだと思います。非常に分かりにくい部分も

あると思うんですが、前段、今御説明したものは、現在の教育現場のことですね。背景は1つです。2つの請願書、初めのほう、請願第3号のほうは、義務教育費の国庫負担制度、これ、簡単に説明しますと、2006年、平成18年度に国からの義務教育費国庫負担制度の補助率が2分の1から3分の1に引き下げられたんですね。これは、小泉構造改革の一環として三位一体の改革と言ってましたが、その際に補助率が引き下げられたことによりまして、自治体ごとの教育の格差が生まれてます。財政力が弱い自治体はしっかりした教育が行われなくなることになっておりまして、この2分の1から3分の1になったことをまた元の2分の1に戻してほしいという、こういう請願は全国で実は出されてるんですね。この間、もう20年になりますが、これを基に現場っていうのが大分疲弊してる。お金がない、お金がないと。私も教育課とかとこれまでもいろんなお話させていただくんですが、教員が足りない、加配教員が少ないとかいうのも全てこれは自治体、八代市の財政云々というより、その上の国、県というところからのお金、そこからの支えがないので市としてはどうしようもないということで、根本的には国の制度の問題になります。

もう一つのほう、請願第4号のほうは、これは現場の教職員の増員や現場の教育環境の改善を求める内容になっております。

ですから、簡単に言うと、最初の請願第3号は財源の面から、請願第4号は教育の現場の面から、同じ課題の解決を求める請願になっております。

それで、これに関して、請願第3号の国庫負担率の引上げを図るための政府予算に係る意見書提出、これに関しましては、義務教育費国庫負担制度は、これは義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を目指す目的として運用されているのですが、地方自治体の財政負担が大きく、

地域による教育環境整備に差が生じることが懸念されております。

また、国庫負担率を引き上げることで教員業務支援員や特別支援教育支援員の雇用に独自の予算を充てることができ、国庫負担率を引き上げると、予算を充てることができ、子供たちの教育の質の向上や教職員の負担軽減にもつながってきます。

請願第4号のほう、現在、皆さん、文教福祉委員ということで現場の声、現場の状況はしっかり把握されてると思いますが、教育の現場というのは非常に環境が変化して、いろんな児童生徒さんがいらっしゃる。少子化と言いながら、逆に対応は多様化を求められている。そのような中で不登校、いじめ、特別な支援を必要とする児童生徒が増えていること、社会環境、家庭環境等の変化によって児童生徒への対応が複雑化、多様化している。これらの変化によって学校、そして、先生たち一人一人に求められる役割が大変拡大している状況にあります。

働き方改革が進み、超過勤務の時間は以前よりは減少傾向にあるんですが、1か月に45時間を超える先生の割合が一定数あります。また、仕事を持ち帰り家でしているという先生方もいらっしゃいます。本市でも中学校の特別支援学級担任が不足したまま1学期が始まっている学校があるということです。それだけではなく、精神疾患等による休職者が毎年出ている状況にあります。先生たち一人一人の負担を減らしていかなければ、子供たちに寄り添い、きめ細かな教育活動を保障することはできません。

八代市が掲げてる目標、こどもまんなかということのをね、これから未来を担っていくお子さんに対する対応というのをしっかりしていくという意味でもこのことは大事だと思います。子供たちは未来の社会を支えるかけがえのない財産です。子供たちが学校で安心して過ごし、健やかに成長できるよう、教育環境の基盤である

教職員定数の抜本的な改善に、こちら、今審議されます委員様の深い御理解と特段の御尽力を賜りますようお願いいたします。ぜひこの件は採択されるよう、御審議いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について、本請願についての御意見等はありませんか。

○委員（村川清則君） 本件についても執行部の説明を聞きたいと思いますが。

○委員長（山本敬晃君） ただいま本件に関して執行部に説明を求めるとの御意見が出ました。

本件について執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 御異議なしと認め、執行部に説明を求めることといたします。

小会いたします。

（午後1時35分 小会）

（午後1時36分 本会）

○委員長（山本敬晃君） 本会に戻します。

それでは、本件に関し執行部からの説明を求めます。

○学校教育課長（早瀬泰志君） 先ほど西村議員から補足の説明がございましたが、西村議員がおっしゃったとおり、現場の先生方のいわゆる疲弊感とか、人材不足というのは切なる状況でございます。

また、この請願書にありますとおり、定数の増員等につきましても非常に現場としては願っているところでございます。

議員の説明にもありましたように、今、やはり個に応じた指導の充実とか、個別最適な学びという形で子供たち一人一人にスポットを当てた教育という形で、今、進んでおりまして、先生方もそこに向けて今努力しているところでございますので、ぜひこの請願につきましては採

扱していただければと思っているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（山本敬晃君） それでは、本件についてほかに質疑、御意見等ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 今、人材不足というふうなところでお話があつて、実際に子供たちに与える影響について、人材不足ということに関して、人を増やせば子供たちに安心・安全で豊かな教育が受けられるという部分が、何かそういうふうにとれて、それ、今できてないんだというふうなところに今なっているのか。人材不足というふうなことを今おっしゃられて、子供たちへの影響というのは、今、どういう形になっているかちゅうのを確認でお聞かせいただきたいと思います。

○学校教育課長（早瀬泰志君） 全ての学校というわけではございませんが、今年度も数校で、特に特別支援学級の担任が全部配置ができていないという現状が起こっております。

そこで、どういうことが学校で行われているかといいますと、特別支援学級の一人の先生が2つの学級にまたがって授業をするというような状況が起こっております、そこにつきましては非常に大きな課題というふうに捉えております。

また、これは話が膨らむんですけど、今、産前休等も若い先生方が増えておりまして、パパ休、男性の育児休暇等も進んでおります。という休暇等も起こっておりまして、そこに補欠として入る先生方も、やはり臨採も不足してる状況でございますので、やはり今の現状としては非常にやっぱり子供たちに負担をかけてるかなと思っております。

○委員（堀口 晃君） そうですか。ありがとうございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 請願第4号のほうに

加配がいろいろされてるっていうふうな話がありましたけど、その加配をいろいろ配慮する余地っていうのは八代市の中ではあるんですかね。

○学校教育課長（早瀬泰志君） この加配の配置につきましては、県教育委員会の権限でございますので、八代市教育委員会にはその権限がございません。というところです。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（深田浩介君） 今、1クラス35人に引き下げられるということで、小学校のほうは大体35人に近づいてきて、中学校が今からということだと思うんですけど、それがもし全部35人になった場合、教職員がどれぐらいまた不足するのかとか、そこはどうでしょうか。

○学校教育課長（早瀬泰志君） すみません、その計算は私、やっておりますので、具体的な数字がこの場では申し上げられません。調べてまた御報告いたしたいと思います。

○委員長（山本敬晃君） ほかに。

○委員（橋本徳一郎君） 私も教育学部を出てるんですけどね、母校である熊大のほうでも教員を目指す、採用試験を受ける学生も減ってるというふうに聞いているんですけど、具体的に今の充足率っていうのはどのくらいの数の率、割合になってるんですかね。

○学校教育課長（早瀬泰志君） 今の何ですか。

○委員（橋本徳一郎君） 学校の教員の定員に対してどのくらい、ちょっと足りない部分もあるというふうに聞きましたので、充足できてるのかどうかというところを聞きたいんですけど。

○学校教育課長（早瀬泰志君） 教員の採用につきましても、これは県教委の権限でございますが、本市に限って申しますと、毎年正規職員の適正配置を要望してるものではございますが、例年100人程度の臨採の先生で対応してるところでございます。

今年度が5月1日付で臨採の配置が93名なので、まだ配置できてない状況もあるというところ

ころでございます。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 財政的なところをちょっと聞かせていただきたいんですが、先ほど西村議員のほうからありまして、2006年に国のほうは国庫負担率が2分の1であったと。その2006年に3分の1に引き下げられたんだというふうなお話がありましたけど、具体的にはどのくらいぐらいの金額。今から20年ほど前の話なんですけど、具体的には2分の1から3分の1に引き下げられたっていうこの影響というのはどのくらいあるのかなというふうなところですね。

○学校教育課長（早瀬泰志君） そこにつきましても、ちょっと私たちの今、手元の資料でございませんので、調べてから後ほど御報告させていただきます。すみません。

○委員（堀口 晃君） はい、分かりました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） それでは、本請願についてどうされますか。御意見あれば。

○委員（堀口 晃君） 今回、この義務教育という部分については、八代だけではなくて、全国どこに住んでいても等しく保障されるものであるというふうに私も認識しております。

教育機会均等法の観点から、国が財政措置をするというようなことは至極当たり前であって重要なことであるというふうに思います。

今、お話を聞きましたように、教員の不足、そして、教育の複雑化というふうな部分も含めて、地方自治体の財政負担の軽減にも資することでございますので、本請願については、私は妥当であるというふうに思っておりますので、採択すべきではないかというふうに考えます。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） ただいま採択との御

意見ございましたが、ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 私も両方ともにについても採択で意見書を提出していただきたいと思います。っております。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） もうちょっと何か、ちょっと情報を勉強して、何か、継続でと思ってたんですけれども、執行部もそういうことでしたら賛成したいと。

○委員長（山本敬晃君） 採択でよろしいですか。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

まず、請願第3号・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための、2027年度政府予算に係る意見書提出についての請願書は、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本件は採択とすることに決しました。

ただいま採択と決しました本請願は、意見書の送付を求めたものであります。ついては、本件を審査した立場上、私どもで発議する必要があると思いますので、本委員会のメンバーで発議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） それでは、そのようにいたします。

意見書の案文につきましては、事務局と調整することとし、後日、発議の手続きを取らせていただきます。

なお、趣旨弁明はどなたにお願いいたします。ようか。（「委員長、お願いします」「委員長

にお願いしましょう」と呼ぶ者あり）委員長で、はい。それでは、そのようにいたします。

次に、請願第4号・ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書提出に関する請願書は、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本件は採択とすることに決しました。

執行部は御退室ください。

（執行部 退室）

○委員長（山本敬晃君） ただいま採択と決しました本請願は、意見書の送付を求めたものがあります。ついては、本件を審査した立場上、私どもで発議する必要があると思いますので、本委員会のメンバーで発議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） それでは、そのようにいたします。

意見書の案文につきましては、事務局と調整することとし、後日、発議の手続を取らせていただきます。

なお、趣旨弁明はどなたにお願いいたしますようか。（「委員長、お願いします」「委員長をお願いします」と呼ぶ者あり）それでは、そのようにいたします。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午後1時47分 小会）

（午後2時21分 本会）

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（山本敬晃君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部より、教育に関する諸問題の調査に関連して1件、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して1件、発言の申出がっておりますので、これを許します。

・教育に関する諸問題の調査

（八代市立学校再編等基本方針について）

○委員長（山本敬晃君） それでは、まず、八代市立学校再編等基本方針について説明願います。

○未来の学校づくり推進室長（坂部功泰君）

未来の学校づくり推進室の坂部と申します。

本年3月に八代市立学校再編等基本方針を策定いたしましたので、その概要等について御報告させていただきます。

恐れ入ります、着座にて説明させていただきます。

資料のタイトルに、八代市立学校再編等基本方針についてと記載のある資料を御覧いただければと思います。

まず、1点目の趣旨に記載しておりますとおり、この方針は、児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化等による教育活動への影響が懸念されている本市の現状を踏まえ、八代市教育振興基本計画及び八代市立学校再編等審議会からの答申等を基に、よりよい教育環境を整えることを目的として、学校再編等に係る基本的な考え方や、それを具現化していくための方策を示したものとなります。

次に、これまでの経緯といたしましては、当

推進室が設置された令和6年度の6月に、八代市立学校再編等審議会に対し諮問を行い、翌令和7年の4月に同審議会から答申をいただいております。

その内容については、令和7年6月の文教福祉委員会において説明させていただいたところですが、これまでの間に議員改選が経られておりますことから、改めて答申の内容を抜粋して資料に記載をしております。

令和8年2月には、八代市立学校再編等基本方針の案についてパブリックコメントを行い、翌3月に方針の策定に至ったところでございます。

次に、審議会からの答申の内容についてになります。

本市教育委員会からは、2つの事項について諮問を行っております。

まず、諮問事項の1つ目、より良い教育環境づくりを実現するための基本的な考え方に対する答申としましては、まず、本市における適正な学校規模について、小学校においては、1学年当たり2学級以上4学級以下、学校全体で12学級以上24学級以下、中学校においては、1学年当たり3学級以上6学級以下、学校全体で9学級以上18学級以下を標準とすること、次に、適正な学校規模を確保するための方策については、現在の校区を越えた全市的な視点から再編を進めることを基本とし、近隣の学校同士の再編で適正な学校規模にならない場合は、将来を見据え広域的な学校再編を検討することなどが示されています。

次に、諮問事項の2つ目、魅力ある学校・地域づくりを実現するための基本的な考え方に対する答申としましては、まず、再編を活かした魅力ある学校づくりについてで、学校再編を活かし、指導体制や支援体制を充実し、子供たちが行きたいと思う学校を目指すこと、また、子供の居場所があり、多様な学びができる学校づ

くりを努めることなどが示され、次に、再編を活かした魅力ある地域づくりについては、学校、家庭、地域で連携・協働し、地域特性や広域的な地域のよさを活かすこと、学校と地域が交流しやすく、人材が教育活動を支えやすい複合施設の整備を検討することなどとして取りまとめられ、答申をいただいたところでございます。

その後、この審議会からの答申を受けまして、八代市立学校再編等基本方針を本年3月に取りまとめたところであり、別紙の概要版においてその内容を説明させていただきます。

それでは、別紙資料1を御覧いただければと思います。

まず、1つ目の基本方針の位置づけになります。冒頭にも申しましたとおり、より良い教育環境を整えることを目的とし、学校再編に係る基本的な考え方や、それを具現化していくための方策等を示したものとなります。

次に、その右隣が、本市の課題となります。少子化に伴う学校の小規模化と学級の少人数化が進んでいること、これにより児童生徒一人一人にきめ細かな指導、支援ができたり、年齢の異なる集団の活動が設定しやすくなる一方で、球技や合唱などの集団での活動への制約や多様な考えに触れる機会の不足、クラス替えができないことによる人間関係の固定化などの状況が見られるとしております。

次に、八代市の状況として、児童生徒数の推移については、平成27年度から令和7年度にかけて、小学校の児童数と中学校の生徒数がいずれも11.3%の減となっていること、さらに令和7年度から17年度にかけての予測として、児童数で33.5%、生徒数で25.7%の減少が見込まれていることをグラフを用いて示しております。

また、学校の規模としては、令和17年度の予測として、クラス替えのできない学年を有す

る割合が小学校では約8割、中学校では約5割になること、さらには、複式学級を有する割合が小学校で約4割、中学校では約2割となることが見込まれています。

そして、下段に記載の学校施設の状況としては、現在、施設全体の約7割が築30年以上経過し、10年後には約6割の施設が築50年以上となる見込みとなっていること、オープンスペースや校内教育支援センターなどの多様な教育ニーズに対応するための施設が不足するといった新たな課題が出てきていること、老朽化、長寿命化の対策を進めるとともに、防災機能の強化や衛生環境の改善、多様化する教育活動に柔軟に対応できる教室環境の整備、バリアフリー化など新しい時代に即した学習環境への対応が必要となっていることを記載しております。

次のページには、学校規模別分布と児童生徒数を表に落とし込んだものを示しております。資料の左側が小学校、右側が中学校となり、上から順に平成27年度の状況、中段が令和7年度の状況、その下が令和17年度の予測値となっております。

表の内訳として、左から過小規模校、小規模校といった順に並べており、学級数ごとに該当する学校名と、そのときの児童生徒数を記載したものととなります。1つ、例として麦島小学校を御覧いただきますと、平成27年度では学級数が14学級あり児童数は446人、令和7年度を見ますと、学級数が12学級のところになり、児童数は367人、これが、令和17年度の予測で見ますと、学級数が9学級となり、児童数が211人になることが予測されているといった見方になります。

各年度の学校の状況を比べますと、学校の小規模化が進み、クラス替えができない学校や複式学級を有する学校が増加していることが分かります。

次に、資料の下段左側に、基本的な考え方と

して、学校再編の方向性を示しています。学校教育においては、単に知識や技能を習得させるだけでなく、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力、判断力、表現力、問題解決能力、社会性などを育み、よりよく生きる力を身につけさせることが重要とし、今後、学校・地域が直面している課題を総合的に解決していくため、八代はひとつの考えの下、学校、家庭、地域、行政が連携・協働して、よりよい教育環境づくりと魅力ある学校・地域づくりに全市的に取り組むとしています。

次に、右側の望ましい学級規模については、小学校では12学級以上24学級以下、中学校では9学級以上18学級以下としております。

次のページでは、再編を活かした学校・地域づくりについて記載しています。

まず、左側の魅力ある学校づくりに向けては、子供たちが夢と希望を持って自他を大切にしながら安心して楽しく学ぶことができる魅力ある学校をつくることが大切とし、学校施設の整備をはじめ、一定の規模の児童生徒集団による共働的な学びや集団活動をより充実させるなど、下段に示した取組等を進めることにより、魅力ある学校づくりを進めていくとしております。

次に、右側の魅力ある地域づくりに向けては、子供たちにどのような力を育んでいくのかという目標を学校、家庭、地域で共有するとともに、互いに連携・協働し、子供たちを育てる魅力ある地域をつくることが大切とし、防災拠点の整備をはじめ、地域人材によるサポート体制や交流活動をより充実させるなど、これも下段に示した取組を進めることにより、魅力ある地域づくりを促していくというふうにしております。

次のページでは、学校再編の進め方として、よりよい教育環境づくりを実現するため、既存の制度や枠組みにとらわれず、今後の学校の在り方について調査研究し、学校と地域の実情や

生活圏などを踏まえて取り組んでいくとしています。

まず、望ましい学校規模となるよう、近隣の小学校同士、中学校同士の再編を検討し、次に、近隣の学校同士の再編で望ましい学校規模にならない場合は、全市的な視点から広域的な再編を検討する。さらに、広域的な再編でも望ましい学校規模にならない場合は、小中一貫校としての再編を検討するとしています。そして、再編した学校への通学が難しい地域がある場合には、分校設置などの方法を検討することや、義務教育学校の設置や学校選択制の導入、通学区域及び特別地区の見直しなどの柔軟な取組を検討することを示しています。

その下段には、これまでに本市が過去に行った再編を例示しています。

最後に、留意事項として、児童生徒への対応として、丁寧な説明、再編前の交流学习、交流活動を行うこと、次に、通学の安全確保として、児童生徒の実態に応じた通学方法を検討するとし、望ましい通学時間をおおむね60分以内としています。また、保護者及び地域の理解と合意形成が得られるよう、地区懇談会等を開催し、施設跡地等の利活用、関係部局機関等との連携に留意することとしています。

次に、別紙資料の2を御覧いただければと思います。

基本方針を策定するに当たり実施したパブリックコメントの結果をまとめたものとなります。

本年2月2日から約1か月間、パブリックコメントを実施し、14人の方から48件の御意見が寄せられたところです。様々な御意見をいただいておりますが、具体的内容に係る御意見が多く、今後の基本計画の策定等の参考にさせていただいております。意見の概要の左上に、学校規模の状況についてや学校施設についてなど記載し、意見の内容ごとに分類しておりますので、こちら、後ほど御覧いただければ

と思います。

それでは、初めの資料に戻りまして、最後に、今後の予定について御説明をいたします。

令和8年6月現在、アンケート調査を実施しております。対象としては、小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒、保護者については、全ての小中学生の保護者と未就学児の保護者、そして、小中学校の教職員を対象として、通学に関することや学級数や人数に関すること、学校施設についてなどを聞いているところです。

8月頃からは、地区懇談会を実施し、この基本方針やアンケートの結果等を説明した後に、具体的な再編案をお示しし、保護者や地域の皆様の御意見を伺う予定としております。

その後、仮称ではありますが、八代市立学校再編等基本計画の策定に着手したいと考えているところです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（野崎伸也君） かなり小規模っていうかですね、なっていくんで、この再編というのは非常に早く進めていかなきゃいけないなというふうに思いますけども、具体的にそれが出るのはいつなんですか。

○未来の学校づくり推進室長（坂部功泰君）

現在、アンケートを今月いっぱいやりまして、来月からその集計結果を取りまとめ、その結果をもって8月下旬頃から地域に入って説明を行いたいと思ってます。

まずは保護者の方を対象にワークショップ形式で、小学校区単位で懇談会を実施し、まずは保護者の皆様の御意見を伺いたいと考えております。その後、8月から10月ぐらいまでかけてワークショップを実施し、11月ぐらいから今度は中学校区単位で、こちらは保護者に限らず地域の方全てを対象として懇談会を開催し、

その際には再編案をお示しできればと考えております。

なお、再編案を示すに当たっては、複数案をもって示すことも視野に、今、検討をしているところでございます。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 具体的にその11月でよろしいんですか、私たちが見れるのは。

○未来の学校づくり推進室長（坂部功泰君）

今、そのように予定しております。

○委員（野崎伸也君） 先ほど、基本方針の説明があって、4ページで、上のほうに書いてあったのですが、再編した学校への通学が難しい地域がある場合には、確かにあるんでしょうけど、60分っていう通学の基本的な考え方があるんで、分校を設置するっていうことで、何か逆行してるような気がするんですけどもいかがですか。

○未来の学校づくり推進室長（坂部功泰君）

この方針を取りまとめるに当たっては、いろんなケースを想定して策定に当たったというところがございます。まずは、この資料に記載してある順番を優先に検討は進めていきたいと思っていますので、どうしても分校を設置せざるを得ない状況がある場合には考えないといけなような優先順位かなというふうに考えております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

優先順位ということですよ、その前のページの2ページで、説明資料の中で小学校の規模、分布と児童数というのがあって、その他に中学校のやつがあるんですけども、これを見る限りでいけば、小学校を再編するよりも先に中学校を再編したほうがいいのかというふうに思うんですよね。いかがですか。

○未来の学校づくり推進室長（坂部功泰君）

貴重な御意見ありがとうございます。

私どももまだ内部で検討している段階ではあるんですが、学校を再編した場合にどうしても通学手段の確保というのが課題になってまいります。中学生になると、自転車での通学というものもある程度の距離は可能かと思いますので、児童生徒の通学の足をどう確保するかという観点からもまずは中学校から優先して再編を検討したほうがいいのかというのは考えているところです。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員長（山本敬晃君） いいですかね。ほかにありませんか。

○委員（深田浩介君） 今の時点での考えでもよろしいんですけども、八代だったら、本当、小学校、中学校、別々で今考えて、小学校は小学校で統合するみたいな考えなのか、この来年の4月に天明とかがみらい学園とかで小中一体型の義務教育学校をつくられると思うんですけど、八代市でもそういった考えもあるのかどうかをお聞かせいただきたいなと思って。

○未来の学校づくり推進室長（坂部功泰君）

方針の概要版のこれは最後のページの上段になるかと思うんですけども、学校再編の進め方の中で、枠囲いの左から順の真ん中のところなんですけども、小中一貫校としての再編も検討するというのと、その次の枠囲いで義務教育学校の設置などの新たな方法も、導入も検討していくというようなことで記載しておりますので、そういったことも視野に入れながら再編については検討しなければならないと考えております。

以上です。

○委員（深田浩介君） もし考えられるのであれば、天明みらい学園のを調べてみたんですけども、大体5年ぐらいかかるみたいなんです、予算的にも60億円から70億円ぐらいで国の補助金を使ったとしても結構な経費がかかると思うんで、そういった方向でいくんであれ

ば早めに検討されたほうがいいのかと思います。意見です。

○委員長（山本敬晃君） 意見で、はい。

ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 私は、学校の規模の適正化ありきっていうのもちょっと疑問なんですよね。もちろんそういう人の関係だとかクラス替えだとか、多様な意見を学ぶ場という、そういう場も必要なんですけど、物理的にそういうのが不可能な部分というところもありますし、そういった学校の特色を生かしているいろんな教育の在り方も考えるっていうこともありだろうなっていうふうに思うんです。ちょっとその辺の区分けというのはちょっと難しいところはあると思うんですけども、校区に限らずそういう学校に通えるような在り方というか、そういう形態もたしかあったと思うんですけど、そういう学校の編成の仕方もあるかなと、そういうことも検討していただきたいというのと、ここにも書いてありますが、地域の在り方がやはり各校区では学校がコミュニティーの中心になってるっていうがあるので、そこがなくなるとなるとやっぱり地域の中での地域づくりというか、その持ち方というのは、かなり合意形成っていうのは時間かかると思うんですよ。そこら辺は結論ありきではなくて、しっかり納得されるような形での進め方をお願いしたいなというふうに思います。

○委員長（山本敬晃君） 意見ですか。

○委員（橋本徳一郎君） 意見です。

○委員長（山本敬晃君） じゃあ、意見をお願いします。

ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 8月頃から地区懇談会を実施されると。まず、保護者から始めたいということでしたけれども、どうしても地域の理解というのが必要になってきますし、今、橋本委員からもありましたように、まちづくり協議

会とかも同時に説明とか行っていただきたいなと思っています。意見として。

○委員長（山本敬晃君） 意見をお願いします。

ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 基本的なところ、私も理解しております。少子化もしくは人口の減少。今、本当、橋本委員、また村川委員がおっしゃったように、その地域という部分が中心になってきてるんで、ここについては、地域のコミュニティーの維持というのも学校再編の部分の中において、地域のところのコミュニティーの維持という部分もしっかり考えてほしいということと、あとは、再編によって教育の効果がどういうふうになっていくのかということも検証していかなければならないだろうと思うし、あと、統廃合するに当たってはその跡地の利用という部分も同時に地域の皆さん方と考えていくという部分はどうしても切っても切れない話かなと思います。特に八代においては地域で言いますと、坂本、東陽、泉というふうな部分が、中山間地域の部分が生徒数が減少している状況があります。だからといって、教育環境を向上させてあげないと駄目なんですよね。統廃合したけんがといって学力が落ちたりとか、環境が悪くなったとかっていったら本末転倒な話ですんで、その部分と、あと、地域の存続という部分も両立をできるような形に考えていってほしいな。

今日は、多分こういう問題の中においては報告だろうと思う。これから先の部分でこう聞きました、こうなりました、こういう方針でこれから進めてまいりますっていうことは今後出てくるんだろうと思う。今日の場合には、多分聞きおくってということになるんだと、私たちはですね。それも含めてしっかり地域の皆さん方に説明をしていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） 意見をお願いします。

ほかに質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) なければ、以上で八代市立学校再編等基本方針についてを終了します。

執行部入替えをお願いします。

(執行部 入替え)

・保健・福祉に関する諸問題の調査

(令和6年度決算に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について)

○委員長(山本敬晃君) 次に、令和6年度決算に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、説明願います。

○財務部長(中村光宏君) 財務部の中村でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、昨年、令和6年度の決算審査の際に、主要な施策の成果を説明する資料としまして提出しております主要な施策の成果に関する調書の内容につきまして、次年度交付予定としておりました臨時交付金が請求漏れなどにより一部未交付となったことに伴い、内容に変更が生じたので、その概要などを御報告させていただきます。

失礼しまして、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長(山本敬晃君) どうぞ。

○財務部長(中村光宏君) それでは、右上に文教福祉委員会(所管事務調査資料)と記載があります資料で御説明をさせていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

まず、1の概要でございます。

令和6年度物価高騰重点支援給付金給付事業などの財源であります、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきまして、令和6年度中に概算請求すべきであった交付金の一部の請求漏れが、令和7年5月22日に判明いたしました。

その後、県や国とも協議を重ねてまいりましたが、最終的に3031万4378円が未交付、つまり国から交付金をもらうことができない結果となってしまいました。

なお、昨年、決算審査時点では、国の特例措置により救済される見込みでありましたので、主要施策上では令和7年度に交付見込みとして記載しており、令和6年度決算では不足分に一般財源を充てて決算が完了しております。

本来であれば国費で賄うべき事業でありましたが、請求漏れにより一般財源で対応することとなり、深く反省をしております。誠に申し訳ございませんでした。

次に、未交付の対象となった事業でございますが、4事業でございます。

まず、1つ目、物価高騰重点支援給付金給付事業(こども加算)の給付費分として2850万2323円、2つ目、同じく給付金給付事業(新たな非課税世帯・均等割世帯)の事務費として15万2172円、3つ目、同じく給付金給付事業(調整給付)の事務費分として30万9372円、4つ目に定額減税事業の事務費として135万511円となっており、いずれの事業も国の令和5年度予備費を活用し、本市の令和6年度現年予算で実施した事業となっております。

次に、発生の背景でございます。

まず、本市の令和6年度における物価高騰重点支援給付金給付事業等につきましては、財源としまして、国の令和5年度予備費及び令和6年度補正予算に伴う臨時交付金を活用し、本市では、令和6年度繰越予算分及び令和6年度現年予算分として事業を実施しております。

このうち、こども加算分につきましては、国の令和5年度予備費を活用した令和6年度繰越予算分及び令和6年度現年予算分、また、国の令和6年度補正予算を活用した令和6年度現年予算分の3つの予算区分にそれぞれ同じ事業が

あり、複雑な予算と事務の中、事業を実施しておりました。

さらに、令和6年度につきましては、国の臨時的な措置により、請求方法が通常と異なる形となるなど、請求方法が複雑化したことによる混乱もあっております。

また、臨時交付金の補助事務につきましては、事務が複雑なため、本市の事例に限らず、他自治体でも手続誤りにより地方負担が発生する事例が複数報告されておりましたので、前年度に引き続き、国により特例の救済措置が設けられたところでございます。

当然、本市も救済措置を受けることができると考え、県を通して救済を求めましたが、国は、令和6年度補正予算を活用した事業のみを救済の対象とし、国の令和5年度予備費を活用した本市の4事業は救済の対象から外れたことから、結果、未交付となっていました。

2ページをお願いいたします。

次に、発生要因でございますが、要因は大きく2つございます。1つ目は、国の臨時的な措置による混乱と確認漏れ、2つ目は事務手続の認識誤りでございます。

まず、1つ目は、先ほど説明しました4事業のうち、こども加算分につきましては、国の通知を踏まえ、令和7年3月に令和5年度実績報告分として請求を行いました。その際、令和6年度現年分のこども加算分の請求が漏れておりました。さらに、同時期に、令和6年度実績報告分としての請求も可能でありましたが、令和5年度実績報告にて請求が完了しているものと誤認し、この時点でも請求が漏れてしまいました。

2つ目は、対象事業のうち残り3事業につきまして、3月支払分と、出納整理期間中である4月支払分について、請求年度の認識が誤っていたものです。具体的には、4月支払分は翌年度の令和7年度実施計画に計上し、令和7年度

で請求可能との認識誤りがございました。国の令和5年度予備費を活用した事業でありましたので、本来であれば支払い見込みである4月分も含め、3月までに概算請求する必要がございました。

次に、これまでの対応状況でございます。

概要でも御説明しましたが、令和7年5月22日、令和6年度決算作業中に請求漏れであることが判明いたしました。その後、内部で事務手続等について調査を実施し、6月6日に県市町村課へ状況を報告、7月8日には、県の市町村課から、国との協議状況についての連絡があり、翌月の8月19日には、国より特例措置に対する照会があったところでございます。

しかしながら、照会があった特例措置は対象外となりましたので、10月の国の補正予算のタイミングに合わせ、再度、県より要望していただくなど継続して対応いただきましたが、11月28日に、現状、救済が厳しい状況であるとの説明が県よりあったところでございます。

その後も県と連携を図ってまいりましたが、進展はなく、従来の手続に準じて3月18日付で実績報告を提出し、臨時交付金の一部未交付が確定しております。

最後に、再発防止になりますが、このような事態を繰り返さないため、3つの再発防止策を実施してまいります。

1つ目は、チェック体制の強化です。実績報告の際は、担当課より関係資料を提出いただき、それに基づき、財政課において実績報告資料を作成し、担当課への再確認を実施しておりましたが、互いに資料は提出していたから問題ない、担当課の確認が済んだので問題ないなどの先入観から、結果、一部請求漏れが発生してしまった状況でございます。こうした状況から、相互確認においては、先入観を持たず、お互いに責任を持って確認することを徹底してまいります。

2つ目は、実施計画との突合です。昨今は、

毎年のように国の補正予算が編成され、臨時交付金を活用した事業を実施しておりますが、国及び本市の予算区分においては実績報告などのタイミングが異なるため、事務も複雑になっております。そうした複雑な予算を把握し、適切な時期に報告ができるよう、これまで補足資料として活用していた事業管理表に国の予算区分などを追加し、実施計画と突合を行うことで報告漏れを防止していきます。

3つ目は、国費不用額の確認です。臨時交付金の事務におきましては、国が作成した管理台帳を共通資料として、国、県と情報共有を行っております。しかし、分かりづらい資料となっておりますので、チェック漏れを防止するため、未払額など必須確認項目をリスト化し、確認項目を明確にすることで、決裁ルート上の複数人で客観的な基準によりチェックを実施してまいります。

以上が本市の再発防止策でございますが、こうした状況を踏まえ、県におきましても、今年2月に、再発防止策として、市町村を対象に臨時交付金事務に関する説明会を実施いただいております。今後もこのような県の取組とも連携し、より一層適正な事務執行に努めてまいります。

3ページをお願いいたします。

最後に、参考としまして、令和6年度決算審査の際に資料として提出しております主要な施策の成果に関する調書の対象事業の抜粋を見え消しで訂正し、添付しております。

上段が物価高騰重点支援給付金給付事業で、先ほど説明いたしました4事業のうち、①から③の事業がこちら、下段が定額減税事業で4事業のうち、④がこちらに該当いたします。

どちらも資料に赤枠で囲み、見え消しで訂正している箇所を御覧ください。

上段では、財源内訳に2930万7000円は令和7年度交付予定としておりましたが、こ

ちらの一部が未交付になったものでございます。

また、下段につきましては、まず、財源内訳欄で、決算時点では、交付金の未交付がありましたので、実際には、135万円は令和7年度で交付予定と記載すべきところを誤って交付済みと記載をしておりました。さらに、結果として未交付となりましたので、決算内容としましては、訂正のとおり一般財源を充てて決算をしております。

報告は以上でございます。

今回の事案は、いかに複雑な予算や事務であったとはいえ、私どもの事務処理上の確認不足と補助事務への認識不足があったことは事実であり、大変重く受け止めております。二度とこのような事態を発生させないよう、再発防止を徹底し、適正な事務処理を行い、信頼回復に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長（山本敬晃君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 再発防止策にダブルチェックっていうふうにありますけども、ダブルチェック、日常的にされてると思うんですよね。ただ、そのダブルチェックが人は多ければ多いほど結構ミスが増えるっていうのも結構ありますので、一般的に。この見方をきちんと確立しないと、再発防止策にならないんですよね。この辺をきちんと、意識も含めてなんですけど、何か定式化するようなことはありませんか。

○財務部長（中村光宏君） ダブルチェックにつきましては、これまでも財政課と担当課のほうでダブルチェックのほうはやってまいっているところでありますけれども、先ほども御説明しましたとおり、何かお互いそのチェックが済んでるだろうという認識がありまして、そこについては徹底してやっていきたいというふうに考えております。

また、チェックリストあたりを作成して、今後、漏れのないような形でやっていきたいというふうに考えております。

○委員（橋本徳一郎君） チェックリストも併せてっていうことだったんですが、それぞれの進行表なり何なり、そこまでやってますっていのを申し送りっていう形でしながらする必要があると思うんですよ。ぜひ漏れがないようにお願いします。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 今回の部分が単なるミスというようなことでは、多分片づけてはいないんだろーと思います。本当に厳粛に受け止めてるってことでお聞きしましたんで、それ以上は言いませんが、あと、市民の皆さん方に対して応分の負担がかかってるわけですよね。国から来る部分を一般財源で補填したんだということ。それについても市民の皆さんにこういうことがあったってことをやっぱ、私は知らせて、なおかつ自浄作用を自分たちで二度とこういうことがないようにっていうことをする必要があると思いますけども、その辺の市民の皆さん方に報告、もしくはこういうことがあったってことを知らせるおつもりはありますか、ありませんか。

○財務部長（中村光宏君） 今回の件につきまして、市民の方にお伝えしていくかということでございますけれども、現段階では、決算のほうも終了しておりますし、今後、再発防止を徹底していくというところで、公表までは現段階では考えていないというところでございます。

○委員（堀口 晃君） 私は公表すべきだと思います。そこは考えておいてください。部内です。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） 意見でよろしいですかね。

ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 考えられる今後の再発防止策ということで3点ありましたけれども、これで大丈夫でしょうか。大丈夫ですか。

○財政課長（草西亮介君） 財政課の草西と申します。よろしくお願いいたします。

今、6の再発防止策を3点挙げさせていただきました。①につきましては、これまでもやってきたところではございますけども、さらに先ほど御意見でもございましたが、意識を持つってところで、さらに気を引き締めてこれらのことをやっていきたいと考えております。

あと、事業管理表ももっと詳しくということで、国の予算化分でありましたり、いろんな情報を入れながら、あと、できる限り担当課ともやり取りをしながら、必ず漏れがないように努めてまいります。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） これ、補助金、もらうもらわんていう話の中で、県のほうとの報連相というのはないんですか。八代市さん、申請してからまだ何も言うてこんばってん、大丈夫ですかとかって、そういう話はないんですか、県と。困ったときだけ言うんですか。

○財政課長（草西亮介君） 県のほうにも申請を出しまして、確認というところでも来ておりました。そこでも少し確認不足だったというところはございます。なので、今回だけ県にというわけではなくて、申請の県に提出をして、それからまた確認依頼が来てというところもございましたけども、そのときも漏らしたというところでございます。

○委員（野崎伸也君） 県の市町村課のほうから出てないですよっていう案内来てたちゅうことですか、じゃあ。来てて、それを見逃したということ。

○財政課長（草西亮介君） 失礼いたしました。私の説明が誤っておりました。

個別の事業について、ここに不用額がありま

すが大丈夫ですかという形ではなくて、全体的にこの交付金の一括でどんと来てまして、この不用額というところで間違いはないですかというような確認が来ているといったところでした。

○委員（野崎伸也君） すみません、もう一回いいですか。

県の市町村課のほうから不用額というのがあるんですけど、八代市さん大丈夫ですかという案内があったちゅうことですか。

○財政課長（草西亮介君） あったところでございます。

○委員（野崎伸也君） さっきそういう話、説明あったか覚えてないんですけど、あったのにまたそれを見逃しとったちゅうことですか。そういうこと。

○財政課長補佐（園田哲次君） 財政課、園田です。

申請の流れとしまして、委員おっしゃるとおり県のチェックというのは毎回ございます。先ほど課長が申し上げましたのは、個別の事業、例えば先ほど言ったことも加算分で幾ら余りますよとかというチェックではなくて、全体の交付金の中で今現在これだけ不用額がありますというのは確認が、これで最後で間違いはないかというところのチェックはあるんですけども、ほかの事業でも不用額が出るパターンも、要は、実際使わなくて残すパターンというのがございますので、必ずしも不用額がイコール必要かどうかという判断には至りませんので、その中でどうしても今回申請漏れてた部分は確認が漏れたというところになってしまった。

○委員（野崎伸也君） 5番目にこれまでの対応状況というのがあるんですけども、5月22日からしか書いてないんですけど、その前にその県からのそれはあったちゅうことですよ。そこから書かんばいかんちゃんですか。それで、自分たちがどうやったのかっていうの

を書かんばいかんとじゃなかですか。違いますか。時系列で。そういう説明、なかったですよ。ね。いかにも何か自分たちで見つけたみたいな話だったと思うんですけど、説明は。

今回ですよ、3000万円というのは非常に大きいと思うんですよ。一般財源から、しかも。この3000万円、もし一般財源で使わんでよかったですよ、まだ市民の人に配れたんですよ。事業できたんですよ。これはね、私、報告されないという話、されたんですけど、報告すべきでしょう、これは。おかしくないですか、部長。これは報告すべき事案じゃないんですか、これ。だって、こんなあって、物価高騰の中ですよ、困ってる人たちがいるのに、3000万円って大きいですよ。それはちゃんと真摯に向き合はんばいかんちゃんじゃないんですか、市民に。自分たちのミスなんでしょう、だって、これ。謝るべきでしょう。記者会見でも何でも開いて。そう思いますよ。改めるべきだと思いますけど、今さっき言われたのは。

○財務部長（中村光宏君） 我々のミスでもありますし、先ほど御説明させていただきましたけれども、今後、内部で検討させていただきたいというふうに思います。

○委員（野崎伸也君） 新聞に載るんじゃないですか、こういうの。逆に先に言ったほうがいいんじゃないですか、載るより。自分たちのほうから。そう思います。意見です。

○委員長（山本敬晃君） ほかに質疑、御意見等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で令和6年度決算に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 以上で所管事務調査

2件についての調査を終了します。

執行部の退席をお願いします。

(執行部 退室)

○委員長(山本敬晃君) 次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について協議をいたします。

管外行政視察については実施する予定としておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) 視察日程については3日間ですよろしかったでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) 次に、視察の時期についてですけれども、秋の場合と冬の場合ありまして、秋の場合は10月の最終週、26日月曜日からの週、この週が駄目であれば冬、1月にしようと思いますけれども、皆様から御意見あれば。(「決算審査」と呼ぶ者あり)の後になります。10月の最後の週ですね。第4週ですか。

○委員(野崎伸也君) できれば冬がいいです。

○委員長(山本敬晃君) 冬がいいですか。

○委員(野崎伸也君) いいです、どちらでも。決まったところで。

○委員長(山本敬晃君) どちらでもよろしいですか。

○委員(堀口 晃君) 私もどちらでもいいです。

○委員長(山本敬晃君) よろしいですか。

○委員(村川清則君) 家の仕事ば考えれば、

冬のほうがよかです。

○委員(堀口 晃君) じゃあ、冬で。

○委員長(山本敬晃君) 今、冬がいいという御意見がありましたので、冬で。1月から2月の上旬、頭で日程調整をさせていただければと思います。

では、調査事項、視察先については、7月の第2週までに書記または委員長までに御連絡をお願いいたします。

それでは、当委員会の管外行政視察につきましては、令和9年1月から2月頃に実施したいと思いますので御承知おきます。

特段御意見がなければ、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

○委員(堀口 晃君) 所管事務調査の部分において、管外じゃなくて、この間、千丁健康温泉センターのほうに視察に行きましたですね、皆さんでね。あのとき、執行部のほうからは説明を受けたんですが、委託業者ってというような部分での値段が違った部分がございましたよね。あそここのところの説明を受けてないんで、両方をやっぱり聞くべきだろうと私は思うんですけれども、その辺でもう一回、何かそういう、何か調査項目ができないかどうかというのをちょっとお諮りしていただく。

○書記(右田理絵君) 別で所管事務調査という形でどういう状況かという報告を受けるというような形でよければ、それでもよろしいでしょうか。

○委員(堀口 晃君) いいですよ。だから、やっぱ両方お話を。5億円かかるのと、こっちは2億円という、結構差があったんでね。果たして同じテーブルの中でのやつなら、あまりに

も差が開き過ぎるし、でも全然違う考え方を持ってその開きがあるならば、もう一回ちょっとその辺は委託業者のほうの部分のを聞きたいんですけど。だから、それ聞いてみないと分からないんで、実際に本当大丈夫かなと思いますもんね。だから、いや、大丈夫ですというようなところならばまたっていうようなことがあるんで、よければその辺をちょっと調査したいなと思います。

○委員長（山本敬晃君） では、今、堀口委員から千丁健康温泉センターの件について、管内調査でよろしいですかね。（書記右田理絵君「管内調査もしくは所管事務で御報告」と呼ぶ）
所管事務で報告いただくということでいいですかね。

○委員（堀口 晃君） ええ、それでいいです。

○委員長（山本敬晃君） では、そのように決したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたします。

（午後３時１４分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和８年６月２４日

文教福祉委員会

委員長